社会教育10年の步み

一社会教育法施行10週年記念一

1 9 5 8

文部省社会教育局

目 次

はし	がき		
總	論		(1)
第二	1章 青生	少年教育	(26)
	第1節	概 説	(26)
	青少年団	体活動の促進、勤労青少年教育の振興、	
	青少年の	不良化防止、青少年指導者の養成充実	
0.4	第 2 節	靑 少 年 教 育	(31)
	青年学級	、青少年団体、青少年の野外活動・国内交換・	
	国際交流	等、青少年指導者、全国青年大会、青年の家	
第 2	2章 成	人教育	(70)
	第 1 節	概 説	(70)
	戦後処理	と成人教育、社会教育指導者の養成、	
	成人教育	の奨励、成人教育関係団体の活動	
	第 2 節	一般成人教育	(73)
	社会教育	講座、労働者教育、P.T.A	
	第 3 節	婦 人 教 育	(94)
	婦人教育、	、婦人学級、婦人団体	
第3	章 視歌	您覚教育 (::	112)
	第 1 節	概 説()	112)
	視聴覚教	育の普及、視聴覚教育の発展、視聴覚教育の充実	
	第2節 素	教育放送•教育テレビジョン(1	117)
	教育放送、	、教育テレビジョン	
	第 3 節	視聴覚教育教材(1	128)
		、教育映画幻灯等	
	第 4 節	視聴覚教育団体等(1	47)
	全国視聴的	觉教育連盟、学校視覚教育連盟	
88	放送教育	研究会全国連盟、日本映画教育協会	
	第 5 節	視聴覚教育施設(1	53)

第	4	章	ċ	通信	言教:	育・▮	読書	指導(163)
/1-		第			通	信	教	育(163)
		N		草、現:	法 問	顯点		35
		笹	2	笛	壽	述	指	導(171)
第	5	Web.		社会	会教	育棉	語	(176)
,,,				節	松虾			說(176)
(6)			2	箭	公	E	己	館(177)
		Na	A	早額の	発展	公民	館設	置・施設、公民館設備状況
			公	民館職	員状況	元公	民館の	財政、公民館の事業、優良公民館の表彰
		第	3	節	図	ā	些	館(205)
		-1-	法	令上の	変遷、	施影	2 - 設	備及び職員、補助金、活動
		笙	4	箭	博	1	勿	館(214)
		21-	概	沈、専	門職員	員の資	格お	よびその養成の方法博物館相当施設
第	6	1	泛	社	会教	育=	主事	(補)·社会教育委員(219)
,,,			1	簖	社	会教	育主	事(補)(219)
		71.	計	会教育	主事((補)	D設置	経過、社会教育主事の養成経過、問題点
		谷		簖	*	全差	育	奏員(227)
^	•	7		些	統:	* 1	V	(229)
邪				節	概	~ ·	ш	說(229)
			E	1000000	音			·····································
			100	1000	演			劇(249)
		- 5			美			術(251)
		Я		b BD 包方巡回			主/術 ケ	
		Δ			小 天印 源	(作成)		術選獎(255)
		Б		5 節 芸術祭、			, =	NH 2250
桀	£	8 :		体		19	育	(265)
'Л			•	1 節	椒	£		説(265)
		٤	17 ±	・ ロロ な 組み 治・	の社会	: 体育	行政=	= 文部省体育局時代、終戦後の社会体
			7	密代 例	三女部	《省社	会教育	育局時代、文部省体育局時代
			(4) 494791	日小阪	- ~ H	, EI, EI,		(273)
		1	第	2 節	名	上会体	下 育指	導者(273)

	体	育指導委	員
第	3	節	体育関係団体(275)
	体	育団体、	レクリエーション団体、その他の団体
	体	育関係行	學?
第	4	節	社会体育施設(287)
	玉	民体育人	て会の開催と体育施設の整備、国立競技場の建設
	社	会体育的	殿に対する国の補助
第 9 章	至	著作	権行政(292)
第	1	節	概
			な、沿革、現状と問題点
第	2	節	著作権の保護(301)
	Γ		の防止、隣接権の保護、国内法の改正
第	3	節	著作権講習(304)
	著	作権講習	習会の発足、経過、問題点
第	4	節	関係民間団体(305)
	著	作權仲介	業団体、関係団体
第			著作権政府間委員会(307)
100001 0000423-1044			会の影置、委員会の活動、今後の発展
第 10 章	Í	審議	会•附属機関等(309)
第	1	節	社会教育審議会(309)
	社	会教育籍	議会の沿革現状、社会教育審議会の活動
第	2	節	保健体育審議会(314)
	保		議会の設置、保健体育審議会の業績
第			著作権審議会(318)
			する諮問機関、審議会等の活動
			日本芸術院(320)
第	5	節	国立近代美術館•国立西洋美術館(322)
			萨術館、国立西洋美術館
			国立科学博物館(325)
			図書館職員養成所(327)
第11章	至	社会	教育費(332)

	第	1	節	概			說(332)
	第	2	節				費(333)
	第	3	節				費(343)
	第	4	節				社会教育費(353)
	第	5	節	社会	教育	に関	係する税制 (374)
第	12 章		社会	教	育関	係行	宁政 (378)
	第	1	章	ュ	ネ	ス	□(378)
	第	2	節	文	化財	保	護(382)
	第	3	節	そ	σ)	他(384)
		青	少年関係	系、月	人関	係、	その他
第	13 章	î	社会	教	育関	係	行事(392)
95070	第	1	節	概			説(392)
	第	2	節	国	民	0	日(392)
		匪	民の祝	8 . [国民の	日	
	第	3	草	週			事(394)
附		鉤	t				(397)
	1.	I	要通過	差			- W
	2.	产	上会教育	ずに国	目する	主要	事項年表
	3.	木	上会教育	育関係	系法人	、及び	《任意団体一覧

はしがき

社会教育法施行十周年に際して

教育制度の上から見れば、社会教育は、学校教育に比べると、 はるかに歴史が浅いのである。

昭和初期の頃に、漸く中央、地方の行政の上にその地位を確保したのであるが、第二次大戦のために、いかんながら、一時、全く停頓して、せつかくのいわゆる啓蒙期を脱しかけたままにとどまつてしまつた観がある。しかし、終戦と同時に、新しい民主国家としての建設に、社会教育は再び重要な役割を与えられた。むろん教育全般のあり方や施策に、大きな改革が行われたのであるが、いろいろの問題はあるにしても、ここ十数年にして、とにかく、著しい進展をなし遂げてきたといつて差支えないであろう。それには、関係各方面の努力と積極的な援助によるところが、多大であつたに違いないのであるが、国民各自の意識の生長と、相互の協同によるところが少くないことを忘れてはならない。

社会教育法は、教育基本法の精神に基いて、教育関係法令の体系からすれば、新制の学校教育関係のおもな法令の整備を待つて、昭和24年6月10日に公布されたことは周知のとおりである。その後、図書館法、博物館法ならびに青年学級振興法等の制定によって社会教育の法体系はいちおうの整備を遂げた形になつている。この関係法令の整備は、わが国の社会教育の実際活動にどのような効果をもたらしたか測り知れないほどである。

いうまでもなく、法成立までの経過とその基調をなす時代思潮、 および社会情勢等は、なかなか重要なことである。もとより、社 会教育法は、被占領下において立案施行せられたという特殊の事情をもつているのであるが、以来十年の歳月と運用の経験を経ている。つまり、この貴重な経験を基にして、今日ここに評価検討を十分に加え、將来の大なる発展に供えるため、一つの好機を迎えたということは多言を要しないであろう。

よつて昭和26年以来刊行してきた「社会教育の現状」35年度版 の企画に当り、社会教育法施行十年を記念して、これまでの歩み を録記しまとめることを意圖したのである。しかし、早々の間に 用意しなければならなかつたため、いきおい、中央の行政施策の 概要以上には、ほとんど出ることができなかつた。これ以外に数 多くの民間や地方の努力の跡を輯録することができかつたこなと は、まことに残念である。

なお、この稿は、社会教育局および体育局、文化財保護委員会 事務局、ユネスコ国内委員会事務局等の関係事務担当者の分担執 筆にかかるものであることを附記して謝意を表する次第である。

昭和34年3月

文部省社会教育局長

福田繁

総 論

- 第一. 終戦直後の応急措置一戦時事務の排除と新建設の第一段階
 - (1)日本側の応急措置―社会教育局の復活
 - (2)進駐軍の応急措置一好ましくないものの排除
 - (3)社会教育新建設の行政基底と当時の実態
 - げ)行政措置のおもな事項
- (ロ)当時の社会教育関係事項の実態を示す諸計数 第二 進駐軍の教育管理下の社会教育-その重要施策の概要
- (1)社会教育の概念またはその範囲に関する見解
- (2)当座のおもな教育内容
- (3)進駐軍の示唆した重要施策の例
 - (f)PTA
- (中)通信教育
- //図書館・博物館
- (二)学校開放
- (4)わが国独自の構想による公民館
- (5)社会教育関係団体の民主化
- (6)その他、特記すべき事項
 - (イ)指導者の兼成
- (ロ)社会教育の方法、技術
- (//視聴觉教育
- (三男女共通の学習と婦人教育
- 讨労働者教育
- (~) 青少年非行防止、純潔教育
- (h)国際理解の推進、科学的精神の向上など
- 第三. 平和条約発列後から今日に至る社会教育
- (1) その概要
- (2) 33年度の重点施策とその特色

戦後における社会教育、特に社会教育法施行後の十年の歩みを回顧するに 当って、一口に十年というものの、この間における一年一年は常時の数倍、 数十倍にも匹敵するほど、歴史的には重要な現象が多く、かつ、変化に富ん だ十年であった。

従って、われわれは最近における社会教育十年史をひもとくに当って、大 別して

- 1. まず、終戦処理の頭初にさかのぼってみなければならない。
- 2. そして、進駐軍の管理政策のもとにおける、社会教育行政の基本的な条件の整備の時代が、これにつづいた。いいかえると、占領解除に至る昭和 27年頃までの史実で、この間に社会教育法が制定されたのである。
- 3. 次が講和条約発効後、わが国独自の考えと責任の下に社会教育法体系の 整備と行政施策が、管理政策下の布石をもとにして、どのような発展又は 改善の経過を辿って今日に及んでいるかを示す6年余の時代である。

便宜、このような時代区分によって、社会教育法制定前後の背景や基底の 要点を明らかにし、今日の社会教育に対する理解に資するとともに、以下の 各章の緒口とすることにする。

第一. 終載直後の応急措置一戦時事務の排除と新建設の第一段階

(1) 日本側の応急措置一社会教育局の復活

昭和20年8月15日、ポッダム宣言の受諾による無条件降伏の即日、文部大臣は訓令を発した。つまり、未曾有の敗戦に伴う、不測の混乱に対する、とりあえずの措置であった。つづいて、9月15日、文部省は「新日本建設の教育方針」という、一種の声明を発表した。要的して見ると、

従来の教育方針に検討を加え、新寧態に即応する教育方針の確立につき鋭意努力中で、近く成案を得る見込であるが、今後の教育は益々国体の護持に努むると共に、軍国的思想および施策を払拭し、平和国家の建設を目途として謙虚反省、ひたすら国民の教養を深め、科学的思考力を養い、平和愛好の念を篤くし、智徳の一般水準を高めて、世界の進運に貢献するものたらしめたい。

さらに注目すべきことは、その中で「社会教育」に触れていることである。 すなわち 国民道義の高揚と国民教育の向上は、新日本建設の根底をなすもので、成 人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館、博物館等社会教育の全般にわたり これが振作を図るとともに、美術、音楽、映画、演劇、出版等、国民文化の 興隆につき具体案を計画中であるが、差当り最近の機会において美術展覧会 等を盛んに開催したい意向である。

また「青少年団体」に言及し、学徒隊の解散に伴い、青少年団体を育成することとした。新青少年団体は従来のような強権による中央の統制に基く団体とはしないで、原則として郷土を中心とする青少年の自発能動共効切磋の団体たらしめるものであって、大日本青少年団のようなものを復活するのではないという趣旨を明かにした。つまり、社会教育の必要性がいち早く強調されたのである。特に青少年団体のことは一日も忽がせにできない事項と考えられ、9月15日には「青少年団体設置要領」が次官から地方長官に通牒されて、応急の措置が請ぜられた。そして10月15日、教学局の廃止と共に、戦時中にこの局に吸収、廃止された社会教育局の復活を見たのである。この日文部大臣は訓令を出したが、これを通して、当時の社会教育に関する根本的な考え方をうかがうことができる。すなわち、

今やわが国は未曾有の難局に際会している。この事態に処し、その向うと とうを誤らず、新日本の建設に邁進し、もって世界の平和と人類の福祉とに 寄与するためには、国民資質の向上に待たなければならない。国民道義の高 揚を図り、文化国民たるの教養を豊かにし、国民体力の増強に努めるのは、 現下の急務である。ことに、学校教育と並んで、国民一般を対象とする社会 教育の活発な活動が、切に要請されるところである。今回、文部省の機構を 改め、新たに社会教育の事を担当すべき一局を設けたゆえんも、またここに ある。社会教育の事に従う者は、よろしくここに思を致し、速急に適切な施 設を講じ、もって新教育の振興にいかんのないよう期しなければならない。 なお、学校教職員は、本務として学校教育の事に当るのであるが、現下の事 態を考え、単に学校内にとどまることなく、進んで社会教育の事に任ずると ともに、学校の施設を一般に開放利用させる等の方途を講じ、もって教育の 振興に一般の努力を払われるよう望む。

こういう要旨であった。いずれにせよ、これまでは、政府としてとりあえず、進駐軍の覚書等の一定方針に基く示唆を待つまでもなく、日本独自の処理が行われたわけである。

(2) 進駐軍の応急措置による社会教育―好ましくないものの排除 以上のような措置が、応急にとられたものの、突は、社会教育局として具体 的に何をなすべきか、暗中模索の中に、日を過ごしたこともあるらしい。が、 次第に、進駐軍当局から、指令等が発せられ、その処理に追われている間に、 だんだん、社会教育の仕事が落につくようになっていった。

大づかみにいって、まず、戦時の教育体制に終止符を打ち、好ましくない 施策や資料の排除を手掛けたことはいうまでもない。とりあえず、進駐軍総 司令部から「政治、信教ならびに民権の自由に対する制限の撤廃に関する覚 書(10月4日)」「日本教育制度に対する管理政策の指令(10月22日)」「教 員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する覚書(10月30日) | 「国家神 道の禁止および農地改革の指令(12月15日)」等に基づく各般の措置が取ら れた。いうまでもなく、「治安維持法」「戦時教育令」「学徒勤労令」「国 民勤労動員令」「言論、出版、集会、結社等臨時取締法」等社会教育周辺の 法令および社会教育関係の映画法、国民体力法などが廃止され、これに用い られた各種の図書、映画フィルム、幻燈画等の資料の抹消棄却が行われた。 なお、21年2月に、「検閲映画ならびに幻燈画報告および上映禁止に關する 件」の局長通達や「総司令部禁止図書出版物に関する覚書」などが出されたの である。このように、終戦直後の処理は、まず、国家統制、福国家主義的施 策を拭い去ることに、進駐軍の政策が向けられたのであるが、当時の社会教 育の関係には、特定図書の廃棄のほかは学校教育関係に比べて、これらに抵 触するような豪項はきわめて少なかった。むしろ、社会教育局の復活によっ て、新しい民主的な社会教育の建設を、戦時体制の廃された教育の更地に築 きあげるというに近い情况であったといってよいのである。

(3) 社会教育新建設の行政基底と当時の実態

(イ) 行政措置のおもな事項

初めに、戦後早々の社会教育局の所掌事務を、官制(抄)によって示してみる。

第5条 社会教育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 1 国民道義ノ昻揚及国民教養ノ啓煕ニ関スル専項
- 2 芸術ニ関スル事項
- 3 図書館及博物館(科学教育局所管ノモノヲ除ク)並ニ各種観覧施設ニ 関スル事項
- 4 出版文化ニ関スル専項
- 5 映画、演劇其ノ他ノ国民娯楽ニ関スル事項
- 6 国宝及重要美術品等並ニ史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関スル事項
- 7 公民教育、勤労者教育、婦人教育等成人教育其ノ他社会教育ニ関スル

事項

8 帝国芸術院及美術研究所ニ関スル事項

このように、社会教育局が発足したのに応じて、11月6日、文部大臣は、「社会教育振興に関する件」を、地方総監府、都道府県、各種社会教育団体、教宗派、教団、学校教職員一般にあてて訓令し、同時に、次官から、地方総監、地方長官、直轄諸学校長、公私立大学長、高等専門学校長あてに、訓令の趣旨に基く依命通牒を発し、基本的な方向を明らかにした。

- (1) 地方総監、地方長官あての概要は、
 - 1. 成るべく社会教育専管課を設置すること。
 - 2. 青少年団体、婦人教養団体等の自発的にして健全な育成に努むること
 - 3. 学校施設を社会教育に開放するとともに、教職員をして積極的に社会教育に活動せしむるよう考慮すること。
 - 4. 各種社会教育団体の活動を促進するよう努むること。
 - 5. 図書館、博物館其の他一般観覧施設の整備増設を図るとともに、一般 の利用に便ならしめるよう努むること。
 - 6. 各種講座を開設し、国民の識見の長養、教養の向上、科学心の啓培に 努むること。

などであった。

- (2) 学校長にあてては、
 - 1. 学校旅設を能う限り社会教育に開放利用せしむると同時に、学校教職員を積極的に社会教育に協力せしむること。
 - 2. 聴講制度を拡充する等、学校の講義を一般に開放すること。
 - 3. 各種の講座を開設し、国民文化の向上に資すること。
 - 4. 補導学級等を設置し、産業人の資質の向上を図ること。

などであったが、このことは、とりわけ、地方社会教育の再建に、当時と しては、一つの有力な拠り所となったことはいうまでもない。

なお、当時の文部省の社会教育行政をいま少し、具体的に見るため、文部. 省分課規程(昭21・4・1改定)によると、

第5条 社会教育局ニ社会教育課、文化課、芸術課及調査課ヲ置ク 社会教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 1 社会教育局所管ノ総合事務ニ関スルコト
- 2 国民道義ノ昻揚ニ関スルコト
- 3 国民教養ノ向上ニ関スルコト
- 4 公民资育ニ関スルコト

- 5 家庭教育及婦人教育ニ関スルコト
- 6 勤労者教育其ノ他成人教育ニ関スルコト
- 7 青少年団体及婦人団体ニ関スルコト
- 8 教化団体ニ関スルコト
- 9 他課ニ属セザル事務

文化課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 1 国宝及重要美術品等ノ保存ニ関スルコト
- 2 史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関スルコト
- 3 図書館及読書指導ニ関スルコト
- 4 博物館及各種観覧施設ニ関スルコト
- 5 出版、放送、新聞及図書ニ関スルコト
- 6 文化団体ニ関スルコト
- 7 国際文化事業ニ関スルコト

芸術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 1 芸術ノ獎励及調査ニ関スルコト
- 2 文学、音楽、美術等ニ関スルコト
- 3 映画、演劇其ノ他国民娯楽ニ関スルコト
- 4 映画教育ニ関スルコト
- 5 帝国芸術院及美術研究所ニ関スルコト
- 6 芸術団体ニ関スルコト

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 1 社会教育ニ関スル諸調査及企画ニ関スルコト
- 2 法人ニ関スルコト

というてとになっていた。

さらに、中央、地方の社会教育組織を整備するための一方策として、社会 教育委員制度に関して、昭和21年5月7日、その規程を制定し、本省に社会 教育委員を置くことにした。すなわち、社会教育の刷新振興に資するため

- (1) 社会教育局に、社会教育委員20名を置く。
- (2) 社会教育委員は、学識経験ある者の中から、文部大臣がこれを委囑する。
- (3) 社会教育委員の任期は、2年とする。但し特別の事由ある場合には、任期中解赠することを妨げない。こういうものであった。

ついで、同年5月31日には、都道府県社会教育委員ならびに市町村社会教育委員を整備するため、その設置方に関し、地方長官に対して通牒された。 その要旨を摘記すると、だいたい戦前の例に近い。

(1)都道府県社会教育委員

- (4) 選任 社会教育家、社会事業家、文化人、学校教職員、各種団体代表者、 その他広く学識経験あるものの中から、各方面の推せん、選出等の民主 的方法により選択して、地方長官が任命または委嘱する。
- (ロ) 任務 地方における社会教育の 刷新振興に関する 具体的方策 を 審議 し、必要なる助言をなす。
- (1) 運営 全委員により単一の委員会を構成して、全般的な社会教育問題 に就て助言し、またはこれを数個の部会に分って、専門的部門について 助言する。
- (二) 定員 おおよそ20名とする。
- は) 任期 原則として2年とする。
- (*) 待遇 名誉職とする。ただし、地方予算の範囲内に於て適当な手当を 支給するものとし、本省から其の手当の一部として、一都道府県当り年 300 円程度を支出する見込みである。
- (2) 市町村社会教育委員
 - (4) 選任 市町村に於ける学識経験ある者の中から、民主的方法によって 選択し、市町村長の意見を徴して、地方長官がこれを委囑する。
- (中) 任務 市町村内の社会教育の刷新振興に関し実践的な活動をする。
- (1) 運営 随時、委員会を開催して、具体的諸方策を協議する。
- (二) 定員 おおよそ5名から20名程度とする。
- め 任期 原則として2年とする。
- (へ) 待遇 名誉職とする。ただし、手当金の支給を必要と認める場合は、 適当に考慮すること。
 - (ロ) 当時の社会教育関係事項の実態を示す諸計数
- (1) 青少年団体結成状況(昭和21年3月末現在)

 青年団
 7,632

 女子青年団
 6,075

 少年団
 3,815

註 昭和7年度の計数によると青年団は16,334団2,488,604名女子青年団は14,274団1,564,738名少年団体6,104団1,258,386名となっている。

- (2) 図書館(昭21年5月調) 戦災関係について見ると、
- (イ) 中央図警館 17

疎開冊数236,832罹災前冊数2,056,208罹災冊数1,211,130

現在冊数 8, 151, 125

(ロ) 市立図書館その他 8

疎開冊数 15. 499

罹災前冊数 373, 228

297, 948 罹災冊数

現在冊数 80, 280

以上のほか、広島県立浅野図書館、青森県立図書館も戦災を受け、約60% 焼失の非公式連絡があった由である。

なお、全国図書館総計は、4,330(府県立47、市立282、町村立 2.806、組合立31、私立1,164)、蔵書冊数総計14,471, 648(府県立2.989.955、 市立3.333.959、町村立 3, 350, 385、組合立44, 512、私立4, 552, 847)、閱 覧人員は館内計18,078,098、館外6,366,190、閲覧冊数 は館内計22,581,187、館外7,773,323となっていた。 (3)教育的観覧旅設(博物館等)

(1)	美術工芸品を主とするもの		4 0
(D)	歴史参考品を主とするもの		9 7
(4)	博物理科産業を主とするもの		3 7
(=)	その他参考品を主とするもの		22
(11)	動物園	9	2 3
1	植物園		1 6
(1)	水族館		2 1
65 13	t	₹0°	256

(4) 文部省主催第1回日本美術展覧会(昭21年3月1日から同31日まで) 第1部(日本画) 搬入429、入選118、無鑑查16、陳列134 第2部(洋面)搬入781、入選254、無鑑查32、陳列286 第3部(彫刻) 搬入129、入選97、無鑑查18、陳列115

第4部 (工芸) 搬入397、入選238、無鑑查28、陳列266

計 搬入1,736、入選707、無鑑查94、陳列801、入揚者計7 6,805 (有料59,486、無料17,319)を数えた。

(5) 文部省の映画及び幻燈画の製作数 (映画は大正12年から、幻燈画は昭和 16年から、いずれも20年にいたるまで)

(映画)

(幻燈画)

皇室関係 57本(86巻)

1本

教育 66	(204)		
政治、経済 9	(22)		4
軍事 7	(36)		4
産業 37	(70)		9
通信、交通 1	(2)		8
保健、衞生 6	(14)		1
体育運動 24			4
社会施設 1	(2)		
自然科学 37	(61)		3
記録 17	(54)		5
学芸	(04)		7
其他		1	0
9_3 ¹⁷⁷	(702卷)		7
	(102卷) (昭21年4月1日現在)	6	3本
化粉膏 粉雜	数化团体 406		
(中学常団体			
バ芸術団体	4 3		
計	2 1 1		
	660 和21年4月1日現在)		
(イ)成立せる団体			
(中計画中の団体	註.		8, 629
計	TA LL M	団体3,228,279名となってい	いる。
	1, 978	(*c	
(イ) 公会堂	(昭和21年4月1日現在)		
		1, 9	16
1 1 1/1	ALCONO DE MALDONEO	1, 6	07
IS THE FOLLY		3	76
ロース化の普及	を目的とせる旅設	1	1 6

4, 143 ただしこのに調査は、未報告の15府県がある。集会所は部落の集会所、倶 楽部、青年館等を、修養を目的とせる施設は道場、社会教育館等を、文化の 普及を目的とせる旅骰は文化会館、郷土館、民芸館、科学生活館等を、その 他は少年保護施設、厚生施設、託児所等を含めた計数である。

116

128

(9) 法人(昭和21年5月1日現在)

けその他

(1)社会教育関係14(財団13、社団1) (ロ)文化関係17(財団10、社団7) (N芸能関係5(財団2、社団3)

いずれも、当時の止むを得ない混乱の中における不備、づさんな調査資料ではあるが、大たいの実情を推察する参考材料にはなると見てよいであろう。

第二 進 軍の教育管理下の社会教育一その重要施策の概要

連合国軍最高司令官は、前記のとおり「日本教育制度に対する管理政策」を、20年10月にわが政府へ指令し、総司令部内に設けられた民間情報教育部を通して、多くは、日本政府を指導助言する方式をとった。 なお 22 年 4月 10日には極東委員会から「日本教育制度改革に関する極東委員会指令」が出され、また、これより先、21年 3 月、第 1 次アメリカ教育使節団が来朝してその報告書を司令部に提出し、越えて25年 8 月、再び第 2 次アメリカ教育使節団が来朝して、先の報告の成果がどのように実現されたかを調査し、その結果を司令部に報告するとともに、残された問題について補足的な報告を行った。これらが、占領解除に至る7年にわたって進駐軍の教育管理上の、おもな拠り所になったことはいうまでもない。ただし、司令部の担任者の考え方や、その異動によって、また政策実施の進行状況に従って、相当の違いがあり、また日本の国情と実態に対する認識不足、あるいは、こちら側の研究や考え方との間にじゅうぶんな理解が容易に遂げられないため、種々の行違いを生じたことも少くなかった。詳細は、以下の各章において触れるものがあるので、ここでは、そのおもな事項を重点的に取上げることにする。まず、

(1) 社会教育の概念または範囲に関する見解

日本側がいうところの社会教育の概念について、初め、先方はいわゆる成人教育の考え方で臨んできた。それは第1次の報告書を見ても、およそ想像されるところである。例えば、民主主義国家にあっては、個々の国民が大きな責任を有するから、成人教育(Adult Education)は極めて重要である。このためには、PTAの協力的活動が期待され、また成人に対する夜学や、講座の公開や、いろいろな社会活動に校舎を開放することが強く要望され、また図書館、博物館の整備はもとより、あらゆる社会団体が座談会、討論会の方式を有効に利用することによって、成人教育を促進するように示唆したのである。

そこで、日本側と接衝している間に、わが国において社会教育と称する教育の実状がだんだんに判ってきた結果、第2次報告の中では社会教育の用語

を用いている。しかし、その多くは成人教育の範囲を脱するまでには至らなかった。わが国にとっては、との示唆は別に事新しいものでなく、昭和初期前後の社会教育は主として範を欧州諸国の事例にとり、かつ、国民の自由意志を尊重することを立前としていた。ただ、戦争中は、社会教育局さえ廃止の運命を招いて、戦争目的にすべてが結集されたという異状の時代を通過したので、進駐軍は、果して何をわれに求めるか、その中味が初めのうちは、容易につかめなかったのである。

(2) 当座のおもな教育内容

しかしまず、日本国民の民主主義に対する理解を、できるだけ早く普及徹 底することに向けられ、新しい憲法の趣旨を広め、これに基く総選挙をやり 遂げて、民主政治―民主社会の礎石を築くことになった。

その1例を挙げると、学校教育で用いる教科書として、別途「民主主義」の教科書上、下2巻を、日米の専門家との間で編集刊行し、また、先に停止処分になった修身地理歴史に代えて、「新教育指針」、「公民教育教師用書」及び同趣旨の社会教育向の資料が企画され、「あたらしい憲法のしおり」が作成配布された。ところが、民主主義に関する図書はまだその頃これといって適当なものがなかったので、この教科書の抜萃を「民主主義のはなし」として「あたらしい憲法のしおり」と共に、国民一般向に流布することが考えられ、社会教育局は特に海外からの引揚者教育にもこれを用いた。また「新教育指針」の中には、学校教育を主として取扱いながら、新教育の趣旨達成上、社会教育との関係において必要のある内容が相当多く盛られていた。

特に公民教育については、総選挙に対処するため、先に20年11月20日の閣職決定に基いて、公民啓発運動を実施してきたが、文部省は、主として、新有権者に対する政治教育を担当した。その具体的方法は、社会教育局長から地方長官宛の「総選挙ニ対処スベキ公民教育実施要綱」(20年11月30日発社28号)および「総選挙ニ対処スベキ公民啓発運動実施細目ニ関スル件」(20年12月4日発社41号)に明らかである。要するに、大日本教育会及びその支部に委囑して、この運動の中心の指導者たるべき教職員を対象とし、全国にわたって920回「公民教育講師講習会」を開催した。この受請者を講師として、各市町村において、公民教育講習会を開き、さらに各部落、町内会毎に「公民の集い」を開催した。とりわけ、青年層を対象とする「青年公論会」の開催を奨励して、この運動の徹底を期した。なお、同20年12月12日発社14号をもって、社会教育局長が地方長官宛に発した通牒「総選挙ニ対処スペキ公民啓発運動実施ニ関スル智意事項ニ関スル件」は、公民啓発運動が選挙

運動と混同されることを避けるために取られた爭配であった。文部省が受持ったいわゆる公民教育の経費は、総額二百万円、20年度の第2予備金の支出によるものである。その半額に当る百万円は大日本教育会への委託金で、あとの大部分が印刷物等の資料作成配布に要する費用に充てられた。

(3) 進駐軍の示唆した重要施策の例

進駐軍によって特別に示唆を受け、著しく促進された社会教育の事例は、 PTAをはじめ、どこの国でもやっていることであるが、通信教育や図書館、 博物館、学校開放、民主団体の運営ならびに比較的新しいものでは視聴覚教 育、およびユネスコ活動等であったといって差支えなかろう。これらが日本 民主化政策の一環として、また民主的教育の観点から重要な事項であるとされたことは、2次に互る教育使節団の報告を見ても明らかである。

- (イ) PTA については、CIEの勧告のもとに彼我相互の研究が重ねられた。その結果、第2次使節団をして、5年の間に日本で起った変革に驚くとか、特にその教育再編成のうち、教育委員会制度が布かれたことと、PTAの全面的組織ができようとしていることに感動した、といわせるような発展を見た。そのとおり、27年には『日本父母と先生全国協議会』の名によって全国組織が設置され、今日、会員千七百万と称する最大の成人教育団体が生長するに至ったのである。つまり、今までの父兄会、母姉会、保護者会ないし学校後援会等を、どうすれば子どもたちの幸福に尽していくための組織として生々としたものにすることができるかを、父母や先生がじゅうぶんに考えることから、新しい組織をつくろうということで、進められてきたのである。PTAはこのように新たな構想であり、最初のことでもあるというので、資料の一つとして、その参考規約がこのための委員会の手によって考案され、その発表配布を見たのは、23年11月24日のことであった。
- (ロ) 通信教育は、もとより、教育の機会均等の立場から、学校通信教育とともに、社会通信教育が踰く要認されたことはいうまでもない。22年9月には、文部省令をもって「通信教育認定規程」が制定された。従来も、わが国では誹謗録や添削指導等のいろいろな型態と方法でいわゆる通信教授は行われてきていたのであるが、行政面で積極的な施策を講ずるということは、初めてのことであったといってよいのである。そして、社会通信教育では、学校卒業資格のような資格取得を考えるべきではないとし、あるいは、通信教育に用いる資料は、学校の教科書に類するものを基本教材とし、この教材を学習するに必要な手引を学習指導書とし、および添削や面接指導など、近代方式による通信教育、ならびに実施者の認定等、必要な事項を整備するためには、による通信教育、ならびに実施者の認定等、必要な事項を整備するためには、

幾多の研究と新衢が重ねられたのである。なお、とれを奬励し保護助長する 意味をもって、28年1月9日、次官通牒「通信教育について」、2.年6月2 日、社会教育局長通遠「通信教育のための郵便物の利用について」、さらに 社会教育法の制定に当っては、その根拠を法の中に取上げ、あるいは通信教 育審議会(24年8月15日)を設け、重ねて「文部省認定通信教育の普及について」社会教育局長から通遠を発し、通信教育認定基準を公布(25年6月30日)したほか、25年9月のIFELの開催にあたっても、特に通信教育のコースが設けられた。とのような、推進策が講じられてきたのである。

(ハ) 図書館、博物館は、これくらい、東西両洋にわたって、古くから設置さ れているものはないといってよい。大衆に公開された、社会教育機関と称し うるものであったかどうかは別とすれば、わが国でも久しい以前から、この 種のものは存在してきたのである。近代においても明治時代の初め、文部省 が設けられた頃から、すでに行政上特定の位置を占め、大衆に公開するいわゆ る公共図書館について、明治32年「図書館令」(11月11日、勅令429号) の公布を見、昭和8年7月1日「図書館令」を改正し、新たに中央図書館の 規定を設けることとし、つづいて「公立図書館職員令」 (昭和8年、勅令1 76号)「公立図書館司書検定試験規程」(昭和11年文部省令18号)が定められ、 一連の図書館の振興策が講じられ、これが、戦後、社会教育法の公布に伴う、 |図書館法(25年4月30日法118号)の施行を見るときまで続いたのである。 いうまでもなく、社会教育でいう図書館は公共図書館のことであって、アメ リカ等に近代的な意義をもって時に発達し、成人教育の重要な領域を占め、 動的な奉仕活動をその大きな特色としている。これに対して、大学附属図書 館、専門図書館、その他学校図書館法(昭和28年8月8日、法185号)の 適用を受ける図書館があるわけである。日本図書館協会は社会教育局所管の 社団法人として、以上各種の図書館の連携をはかっているが、この協会が設立 されたのは、昭和5年11月4日で、当時は大日本図書館協会と称していた。 て れに対し、 博物館関係の博物館協会が設立を見たのは、その2年前の昭和3 年3月であったが、博物館については、戦後の立法にかかる博物館法(26年 法285号)以前には、これといって、まとまった法令措置は講じられていな かった。しかし、図書館にしても博物館にしても、その計数的な面では、戦 前戦後を通じて、奢しい進展を見たとはいえない。もっとも、施設自体に、 戦禍を受けたものが少なくない上、その復旧や新しい活動を行うにしても、 他の教育に比し後廻しになり勝ちであるという不利な位置におかれてきた。 また国民一般の関心利用という点にも、まだふじゅうぶんな状態にあるが、

近来は、巡回などの動的な機能を発揮することによって、衡次、その利用価値が高まりつつあることは事実である。図書館や博物館は、戦前、戦後を通じて、何かの記念事業その他特殊の事由で設立されたものが多く、また、図書館利用者の如きは、学生や無職者によって、その大部分が占められている傾向は、その是非はともかく、一つの特色的な面である。

(二) 学校開放のことは、戦前においても、いわゆる 大学拡張事業や、中 央、地方の社会教育行政当局が主として大学・高等専門学校等に依領して行っ た成人教育謙座に類する募業のことを考えるとその事例は、わが国において も、決して少なかったとはいえない。文部省が、大正8年に、全国各地の大 学・直轄学校に委囑して公開購演会を開いたのに始まり、大正12年には、比 較的長期にわたる成人教育講座を設けるようになり、委選先も府県や市等に 拡大していった。昭和7年度には、総計784講座、5,721時間、40. 179人の聴講者を数えている。なおその内訳をみると、昭和4年度から労 務室補事学級などの労働者教育を取上げたが、これは学校開放の形式ではな かった。ただ、昭和6年に出た家庭教育振興に関する文部大臣の訓令に即広 して「母の講座」が、医学部を有する大学や、家事関係の学科を有する高等 師範学校や、県に委獲して開設するようになり、また、昭和6年度には、MI に公民教育講座を直標学校や府県に委職して、選挙区毎に開設を始めたこと **等は、その好例である。戦後は、前述のように、日本民主化政策および新し** い時代に処する教養を、国民一般にできるだけ早く普及向上させるため、学 校教育と併せて、社会教育の振興を図ることが考慮されたばかりでなく、民 主社会においては、当然に将来長く、学校開放の必要性のあることが強調さ れた。すなわち、学校は、地域社会の一構成単位である以上、その本来の数 育活動を行うに差支えのない限り、物的施設を開放し、教職員の協力によっ て、地域社会に奉仕することは、近代の学校として当然の任務であるとする 趣旨にほかならない。そして、諸般の情勢から、なかんずく一般成人、勤労 者、婦人などを、そのおもな対象とすることが考えられた。そこで、新しい 教育制度の樹立に必要な「学校教育法」(22年3月31日、法26)の立法に 当って、その第69条、85条に学校開放に関する規定を設け、続いて、社 会教育法の制定に際しても、特に「学校施設の利用」に関する一章が重要な 位置を占めたわけである。IFELにおいても、「公開講座」の名において

これに関するコースが設けられたりした。なお、社会教育法施行に先立ち 24年4月発社232号を以て、知事及び県教育委員会に宛てて「学校に併設 された社会教育施設等について」次官から通達が発せられた。それは、学校 の一部に公民館、図書館等が併設されてる場合、父母と先生の会、又は青年 団その他の社会次育団体が学校の一部を使用している場合、学校内に各種の 学校拡張講座を設置している場合、その他、これに類する場合は、学校教育法 第85条の場合に該当するものであって、管理者又は学校の長は学校教育上支 障がないと認める限り、これについて同意を与えるべきであり、同意を与え る限り、学校施設の確保に関する政令第3条第1項第2号及び同条第2項に より、これら社会教育施設の存続を禁ずる趣旨でないことを明かにした。も っとも、これは、昭和24年2月付の政令第34号によって「学校施設の確保に 関する政令」の施行に伴い疑義が生じたので念のため発せられたのである。

(4) わが国独自の構想による公民館は、進駐軍によっても支持された。

公民館は、社会教育委員の制度とともに、わが国の側の発意によるものである。21年7月5日、「公民館の設置運営要綱」の発表と、これに関する次官通牒がその契機となった。同年8月17日には、公民館の設置運営の参考に資するための調査を行い、22年11月22日には、第1回優良公民館の表彰を実施するなど、社会教育法制定の前に、既に、公民館の振興策をいろいろ講じていたのである。従って、社会教育の主法たる社会教育法において「公民館」の一章が特に設けられたことは、わが国の社会教育を最もよく特色づけているということができよう。このようにして、十数年のうちに今日、全国市町村の約83%に設置せられ、その数量上の普及度に驚く一面、教育施設として、名実ともに一おうの活動ができるのは、僅か16%に過ぎないのに驚ろかされるのである。つまり、まだ多くの問題が残されている状況であるということができるのである。

(5) 社会教育関係団体については、民主団体のあり方などに関して、進駐軍から多くの示唆を受け、種々の検討が行われた。いわゆる戦時体制の下に、昭和15年、学校の生徒児童をも含めて結成された大日本青少年団ないし学徒隊、および、昭和17年、婦人団体を統合した大日本婦人会などが戦後いち早く解体したことは前述のとおりである。その主たる構成員は、いわゆる地域の青年や女子青年、または婦人を網羅していたので、これらの団体の解散後の混乱をできるだけ少なくし、一おうの拾収をはかるため、とりあえず、青少年団体については、先に応急の措置が取られたが、その後、積極的な指導面で、社会教育関係団体の民主団体としてのあり方が取上げられたわけである。23年7月14日、社会教育局長名を以て、「地方における社会教育団体の組織について」通牒が出されたのもその一例である。通牒の趣旨は、民間組織による団体に対し、まだ旧宗の官公庁依存の態度をすてず、その活動の自

主性においていかんの点があるように思われるから、留意するようにという。 にあった。

進駐軍の総司令部ばかりでなく、地方の民事部におかれた青少年指導顧問 の制度は、それぞれの任務を帯びて、青少年指導、ならびにいわゆる新生の 青少年団体の育成に当ったが、地方によっては、その間にかなりの差違を生 ずることを免れなかったようである。この進駐軍との関連における青少年指 導の仕事は、後27年4月1日、国立教育研究所に青少年教育部の仕事として 移管されたが、これは1年にして、都道各府県の教育委員会の事務局に吸収 されることになった。その他、地域を基盤とする団体のほか、一定の目的、 性格を有するBS、GS、YMCA、YWCA、青少年赤十字、4 Hクラブ 等が、それぞれ復活し、または新たに編成されていったことはいうまでもな い。また地域青年団の育成に伴って、農業経済関係施策の一部たる、いわゆ る4HCなどとの間に、農業地域では、競合をきたす問題が生ずるに至った。 とのため、農林、文部両次官が「農山漁村青少年クラブ活動育成に関する基 本方針について」通達を発し、その拠りどころを示したのは、24年8月26日 のことであった。この間において、社会教育法の制定を見たわけであるが、 法は「社会教育関係団体」に関する一章を設け、国及び地方公共団体の、前 述した趣旨の民主団体に対する関係を明らかにしたのである。ただし、第 13条のいわゆる補助禁止規定は、憲法の関係条章がある以上、社会教育法で、 窓法にいうところの範囲を越えるように解せられる規定を設けることには、 当初から、いろいろな疑惑と論議を残し、かつ、わが国の社会教育関係団体 の実情に果して適するかどうかという点など、引つづき問題となってきた。 そのほか、公的にして適正な支援は、必ずしも統制と必然的につながるもの でなく、補助金を受けるか受けないかの自由がある限り、民主団体の自主性 を描うことにはならないという見解も、相当に強くなってきている事情は、 見逃せないことである。

なお、戦前の社会教育の特色の一つに、青少年団体や婦人団体のほか、各種のいわゆる外郭団体の活動があったことは、いうまでもない。それらのうち特に社会教育、教化関係の全国的な規模を有するものは、それぞれの目的、性格に従って活動し、社会教育の振興に寄与するところが少くなかったと見られている。文部省は、これらと連繋を保ち、有形無形の助長をはかり、国および民間寄附等による経費面の面倒を或る程度見たことがある。その趣旨は、団体個々の持つ特色を生かして、これを奨励する意味であったが、終戦と同時に、一切の手を引き、それらの団体の法人関係事務以外のことは

殆んど放任のまま今日に及んでいるのである。

(6) その他、特記すべき事項

観点を変えて、進駐車が教育政策の見地からばかりでなく、民主教育に関する指導の面で、力を入れたと見られる事項に、指導者の養成、社会 育の方法技術、および内容については、民主主義の普及のほか、科学的精神の脳養、国際理解の促進等があった。

(イ) 指導者養成の重要なことは、これまでにない大きな変革が行われるというのであるから、なおさら、緊急事であったにちがいない。しかし、急を要した、既に述べた指導者養成のほかに、一般の指導者に対する研修の実施は、終戦後、2、3年経ってから、漸くその緒についたといってよい。中央、地方の行政関係者それ自身が、いったい社会教育はどのようにしたらよいのか、響をつかむようであったのだから、無理のない話であった。それにしても、23年頃から、文部省は進駐軍の指導の下に、「青少年指導者講習会」「視聴 覚教育指導者講習会」「公民館指導者講習会」あるいは、図書館司書および司書補、博物館学芸員および学芸員補、体育レクリエーション指導者、青少年団体指導者、婦人団体指導者、PTA指導者、青少年音楽演劇指導者等々の様成や研修を、次第に主催するようになった。これらのほか、最も重視し、特配しなければならないのは、社会教育関係のIFELと社会教育主事の養成に関することである。

IFELは、社会教育法施行後の25年9月19日から、成人教育、青少年指導、通信教育、公開議座の4コースを開講した。

社会教育主事については、法の公布を見た後、26年6月21日、法の一部改正によって、新たに社会教育主事及び社会教育主事補に関する規定が加えられ、これに基き、同日付をもって、「社会教育主事講習等規程」(文部省令第12号)が制定された。社会教育主事は、前にも記したように、事実上設置されていたのであるが、法令の根拠としては、教育委員会法の施行令(第14条)にあるだけで、何の資格も要求されてはいなかった。また身分についても、専門的な教育職員としての取扱いは受けていなかった。これに比べると学校教育関係の指導主事は、既に免許状制度があり、また「教育公務員特別法」(24年、法1)によって、身分の特別な取扱いがなされていた。そこで近く、地方公務員法に基いて地方公務員の制度が整備されるという見通しのもとに、指導主事と社会教育主事の取扱いを大たい同等にして、社会教育の振興を図るため、これに必要な法規の整備に関する研究を重ねた。この結果教育公務員特別法の一部を改正して社会教育主事を教育公務員とし(26年、教育公務員特別法の一部を改正して社会教育主事を教育公務員とし(26年、

法318) および社会教育法の一部を改正し、ここに、その講習等の規程が定められるに至った次第である。このようにして、26年7月17日、第1回全国社会教育主事講習を開催以来、28年度までに、約870名の有資格者を、33年度までには1,800名を養成したのである。

(ロ) 社会教育の実際は、その指導に関する方法、技術いかんにかかるところ が実に大である。わが国の教育実際界は、従来ややともすれば、教育理論の討 究に堕する傾向の強いことが、かねがね一部の批判を受けていた折から、教 育の具体的な方法技術に重点を置いた、進駐軍側の専門家の示唆は、占領政 策に協力を求められたという事情があったにしても、かなり強い影響を、わ が教育界に与えたことは否めない事実である。しかし、教育方法の理論的な 根拠については、司令部の内部にも、担当者によって、または担当者が代る てとによって、考え方が必ずしも一致し、一貫していたとはいえなかったば· かりでなく、日本側との接觸に当っても、相互の見解を調整することが、容 易でなかった場合も、また決して少くなかった。それにしても、いわゆる、 先方のいう民主的な教育方法は、IFELや、その指導の下に開かれた各種 の識習、研究的議等の実際を通して指導され、研究が進められた。かつ、次 々にこの種の出版物が刊行され、この種の資料の乏しかった折から、比較的 短時日の間に、相当の速度をもって広がっていった。なかんずく、各種の「 討議法」や、「グループワーク」や、「会議、集会の開き方」や、「民主的 団体のあり方」などを初め、「プログラムの立て方」とか、「司会者、助言 者、記録係、生活係などの役目」に至るまで、かなり具体的かつ詳細な形式 方法が、適当な日本語訳のないものは、原語を交えて、ともかくだんだん用 いられるようになった。ただし一面、このような民主的方法と称する一連の やり方を知ることと、慣れることに急であったためか、いったいその他の教育 学習の方法には適切なものがないのかどうか、あるいは肝腎の教育内容に関 する研究やこれと方法との関係とか、教育そのものの本質的な面、あるいは 広く他との関係を考慮するというようなことなどが、やや忽せになる傾向も その欠陥として現われてきたといわれる。そして、施策の突施や教育活動に 対し、多かれ少かれ評価を行い改善進歩をはかってきたには違いないのであ るが、教育や学習の積上げという点にも、色々問題が残されているのではな いかという、現実的な反省が一部に試みられている。

(ハ) 教育方法の他の面では、視聴覚教材による方法や視聴覚教育が、戦前とは別の意味をもって重視されてきた。戦前には、映画、幻燈、蓄音器、レコード、音楽、演劇、寄席などについて、本省が製作または企画、指導、主催公演

等の対策を講じ、その根拠になるような調査研究を行っていたが、その主旨 は、民衆娯楽の改善という点に置かれ、戦争に入る頃には、その上に、民衆 芸術の振興普及という考慮が加えられようとしていたのである。また、図書 の認定、推せんの仕事も、社会教育においては、善良な通俗図書あるいは大 衆に良書を紹介し普及するというねらいで取扱われていた。終戦の機会に、 これらの仕事は、わが国各方面の民主的な仕組みが一応軌道に乗るまでは、 差し控えるということになった。しかし、このうち、視聴覚的方法の影響力 は、科学の発達と器材の普及の裏付けとともに、益々大きくなることや、そ のレクリエーション的放果にかんがみ、かつ、司令部は、そのPR活動の有 効な手段として、熱心に映画等の利用を奬めてきた。そして、学校教育ばかり でなく、社会教育上、計画的にこれを活用することが工夫され始めた。した がって、視聴覚教育という言葉は、単に新しさを感じさせるばかりでなく、そ の意味が大いに違ってきたのである。22年1月には、文部省に教育映画等塞 香委員会が設けられ、新しい教育の線に添った研究、調査を行い、映画、幻燈 の審査の結果、選定されたものについてはその普及方が取計らわれて、学校 社会両分野における教育に多くの便益をもたらすようになった。23年には、 司令部の指導の下に「全国視覚教育指導者講習会」を文部省が主催した。この 講習会は、この年、司令部がわが国にナトコ16mトーキー映写機、約1,300合を 貸与したのを機会として、この映写機と映画に関する運営方法の周知方を主 たる内容としたものであった。そのねらいは、日本の民主化と国民の国際理 毎に資するということで、約700名が受講した。この受講者は、その後、 都道各府県における指導者となって、視覚教育のあり方の基礎を形作ること になったのである。

(二) 次に、社会教育においても、法律上の男女同権と、学校における男女共学の線にそった教育のあり方をすすめるようになったことは、多言するまでもない。先に述べた地域青年団の大多数は、性の区別をつけない取扱いをするようになったことはもちろんであるが、ただ、BS、GS、YMCA、YWCAの組織活動は、むろん、性の区別に従っているのである。一般成人については、終戦直後、青少年とは異なり一人前であるという含みをもって、一応、20年11月13日、「一般壮年層に対する社会教育実施要領に関する件」と「婦人教養施設の育成強化に関する件」とが、社会教育局長から地方長官宛に通牒されて、その方向が示されたにすぎない。ただ、同年12月5日、閣議は「女子教育刷新要綱」を決定している。もっとも、これより先、11月20日の閣議決定により、新有権者に対し、その公民的資質の向上と選挙に関する自

党を促す各種の施策が難じられたときに、婦人の啓蒙ということが留意され ていたことはいうまでもない。けだし、わが国のこれまでの家族制度や社会 における、婦人の数糠と地位とは、新たに婦人が持つに至った権利を行使し 實務を果たすのに、じゅうぶんでなかったという認識に立って、婦人教育に ・特別の考慮が払われたのである。21年7月には、文部省は、母親学級の開設 を、予算にも計上されていることであり、かつ、戦前から着手されていたこ とでもあるので、都道各府県に委囑した。新しい家庭生活の母親としての教 養を高め、社会的地位の向上ないし、封建的な家族制度からの解放に適応す るような資質を身につけるのが、そのねらいであった。ただし、一般的に、 まだ婦人の多くはこのことに関して受身であったといってよい。しかるに、 :当時の進駐軍の担当者は、この母親学級の計画は、あたかも婦人を特別扱い をするかのように解釈し、いささか不満の意向であったので、これを両親学 級に切り代えた。一方、婦人の民主的な団体活動の遊励と育成を重ねるにつれ 、婦人の自主的で積極的な学習や団体活動は次第にその緒につくようになっ た。このようにして、いわゆる地域婦人団体の振興に伴い、農業経済団体の 一環としての農業協同組合婦人部との關係が農村地域において問題となって きた。そこで27年11月28日、「婦人の農業協同組合活動の推進について」、 農林省農林経済局長から知事宛に(27農経局796号) 適差が発せられ、農協 婦人部の趣旨を明らかにし、地域婦人会その他各種婦人団体との相違を説別 すると共に、これら各種の団体と十分に連絡協調をはかるように指導するこ とが、指示されたのである。

(木) その他、社会教育の特別な対象として労働者に対する教育のことがある。これについては、23年2月27日、当時の教育刷新審議会が「労働者教育に関して」建議を行ったが、同年7月28日には、労働省と文部省との間で、労働教育および労働者教育に関して、了解事項が成立し、それぞれの分担区分を一先ず明らかにし、翌24年5月31日、労働者教育委員会が発足し、労働者の公民的資質や一般教養の向上方策等について無識を行うことになった。

(へ) いま一つ、戦後の混乱に際し、教育上最も憂慮すべき事象として、青少年の不良化、ないし、男女間の不純な問題が各方面の関心をひいた。もっとも、この傾向は、敗戦国、戦勝国を問わず、多かれ少かれ各国の悩みとなってきた問題である。その対策として、教育一般の建て直しと普及とを鋭意講ずるということと共に、21年10月7日、とりあえず「青少年不良化防止について」文部次官から、「青少年不良化防止対策要綱」を添えて、各地方長官に通業が出された(発社158号)。併せて、純潔教育に関する審議が重ねられ

た結果、社会教育局長は24年1月(発社41号)、「純潔教育基本要項」を府 県教育委員会に通達した。つづいて、同年7月、子どもの集団指導のために 「児童愛護斑結成活動について」通達(発社53号)を発した。との間、同年 4月「こどもの日」の行事について、これは文部次言から、府界教育委員会 に通達(発社266号)が出される、など、各般の指置が加えられた。そのほ か、青少年を守るには、単に教育の力だけではじゅうぶんでないとして、政府 は同年、社会教育法施行後間もなく、6月14日、中央青少年問題物職会を内 閣総理大臣官房に設置し、青少年問題に関係のある各省庁間の連らく調整を 行い、および分担区処等について勧告推進の役割を荷うこととなって、今日 に及んでいる。なお、文部省は指導者のために「男女交際の手引」を25年11 月14日に刊行した。翌、26年5月5日には「児童憲章」が制定された。そして、文部省は、独立直前の27年4月5日、第1回の「子供を守る協議会」を 開催したのである。

(ト) その他、社会教育の内容上、特に強調された事項としては、国際、理解国際親善を押しすすめること、科学的、合理的精神特に生活科学の向上や生活の「新に関すること、および体育レクリエショーンの生活化など、いろいろ数えられるのであるが、これらのことに関しては、それぞれ、各章の関係事項の中で触れることにする。

以上のような歴史の流れにおける諸情勢を基底として、国と地方公共団体:
の果すべき任務と分担を明かにするために、社会教育法は、24年6月10日、制定公布を見たのである。ただ付け加えておきたいことは、その立法に際し、
文部省は、あらかじめ25年10月18日、全国社会教育主管課長会議において、同法の立法に関する意見を聴取し、同月21日には、財団法人全国社会教育連合会主催による社会教育全国協議会の結果を参考にしたことである。このようにして、法制定以来ここに10年の歩みを経たが、その約3分の1は進駐軍の管理下に過したことになるのである。なお、指導者等の参考に供するため各種各般の手引に類する資料が作成記布されてきたことは枚挙にいとまがない。

第三 平和条約発効後から今日に至る社会教育

(1) その概要

わが国が独立を回復したときには、すでに社会教育は、よかれ悪しかれ法: 的にも、行政的にも、一応の措置が講じられていたといって差支えないよう である。すなわち、社会教育法施行以来この法に基く、図書館法(25年4月 30日)、博物館法(25年12月1日)も、占領下において公布施行を見たのであ る。しかし占領下という特異な意図と制約のもとに置かれた布石の展開が果。 してわが国の実態と合致し、日本の主体的立場から見て適切なものであるか どうかは別問題で、それは当時すでに、双方とも必ずしも確たる見通しを得 ていたわけでなく、多分に試行錯誤的な了解の下に、可能な範囲の考究と努 力がなされてきたのをみても明らかである。

てのことは、占領下を離れたのち、例えば社会教育関係者の多くから社会教育法の相当部分にわたって熱心な改正意見が続出し、これが世論となって次第に集積しつつある状態が如実に物語っているとも見られるのである。一方、社会教育の行政機構には度々の改革が行われ、所管事務も、しばしば変更され、文化財関係やユネスコ活動などは、社会教育局を離れたが、地方においては社会教育関係部課で司掌しているところが多い。が、しかし、社会教育の主たる專業や活動は、大たいにおいて、前述のあり方を受けついて、年々展開されてきているということができよう。

次に、以上に取上げた事項を除いて、そのほか、今日の社会教育と深いつながりを持ち、かつそれを理解する上において必要と見なされるおもな施策等に関して、以下簡単にその特色と着手の時期を申添えてみよう。その詳細な歩みについては各章に詳かであるからである。

(イ) まず、主衛一の第1回が21年11月3日から開催されたことである。ここ で少し芸術行政と芸術教育について触れておくならば、わが国の芸術の最高 水準をさらに高めるための助長奨励に関する面と、広く芸術を理解し実際生 活の充寒をはかるなど、一般社会人の教養に資するよう施策が講ぜられてき た面とが考えられるわけである。後者については、例えば24年以来、地方美術 展覧会、28年から青少年音楽指導者階習会、その他青少年演劇指導者の講習会 や資料の作成配布などを行ってきているのは、その例である。次は(口)文部大 臣の諮問機関として、沿革的には、第1回のアメリカ教育使節団に対して日 本側に殴けられた委員会の形を変えた教育刷新委員会(24年5月後は、教育 配新審騰会)の行った、社会教育に関する各種の建議があり、社会教育局に 所属する監問機関たる社会教育関係の各種の委員会、審議会、分科審議会等 が処理したいろいろな建議、答申などが、行政の上に多かれ少なかれ反映し てきたことを挙げることができる。(ハ)22年5月31日には、第1回社会教育 研究ナ会が開かれた。(二)同年10月28日には、日本レクリエーション協会が発 会した。(木)いわゆる般人学校の試みが、進駐軍の示唆の下に、神奈川県下で 窓施されたのは、法施行後間もない24年9月のことである。(へ)24年8月15日、 ・通信教育審議会令の公布と、10月21日には、改めて法に基く通信教育認定規程 の公布(前の規程は廃止)があった。(ト)定年2月11日には第1回社会教育委員

大会が開かれた。(チ)終戦ほどなく、数地方で、青年の自発的な学習活動として 発達を見つつあった青年学級に、援助の手を差しのべる意味において、26年 度予算に、若干の手配を行うことができた。そこで、指定研究の依覆を始め、7 月には、青年学級研究会を開き、つづいて、青年学級振興について法制化の 意向を、文部大臣 (天野貞祐) 談話の形式で発表した。ところが、57年5月 日青協は、福井市に開いた大会で青年学級振興法反対の決議をし、次いで、 反対声明を発表した。平和条約発効の翌月のことである。28年1月、国会図 書館調査立法考査局は青年学紀法制化に関する世論調査を実施し、3月には 青年教育振興促進連盟による青年学級振興法の促進がはかられた後、いよい よ6月29日第16国会に法案の上程を見、8月14日公布施行を見たのである。 ところで、一方、(リ27年8月25日には、第1回の全国児童文化会議が東京に 開催されて、青少年不良化防止対策を講じ、以来31年まで、毎年開催されて きたが、その後は、少年教育の研究協議会として、発展的に取扱われるよう になった。(又)27年10月14日、日本 PTAが、前々年の25年11月14日以来の進 備委員会の成果として、結成を見るに至った。(ル)なお、同年は、市町村の数 育委員の選挙が行われるに際し、前々からの与望もあって、「社会教育関係 団体と教育委員会との関係について」社会教育局長通達が、12月26日、発せ られた。なお、(ヲ)平和条約発効を記念して、その10月、第1回の全国青年大 会が東京において開催され、それ以来毎年、勤労青年の祭典として、体育、 芸能、研究(意見)発表その他、日頃の勤労や学習の成果を発揮しあってきて いる。なお、先に述べたとおり、日本レクリエーション協会は、22年の第2 回国民体育大会を契機として発足したのであるが、この協会は、22年この方 全国レクリエーション大会を主催している。4回以後は、国体と切り離して 毎年開催地を変えて開いてきているのである。なお、30年から青少年の野外 活動を奨励し、32年度からは、全国各市町村に体育指導委員2万余名が依囑 され、社会体育の振興に少からぬ役割を果たすことが期待されている。(ワ)場 人教育については、初めの頃、進駐軍は婦人を特別扱いするような点その他の 理由によって

雑色を示し、

子算さえも22年度からは

削除されたのであるが、中 央の進駐軍当局のこの態度に、地方では必ずしも軌を一にしてはいなかった。 婦人だけの教育を奬励するところがあったのは、特に婦人の民主的な組織活 動は日本の民主化に役立つという意向によったものであるといわれる。今日 の婦人教育発達のきっかけをなしたと見られるのは、26年9月文部省が初め て開いた「都道府県婦人教育事務担当者会議」である。この要望を参酌して 27年1月第1回全国婦人教育指導者会議が開催された。このようにして、中

央、地方の婦人教育に対する要望は次等に高まり、28年度には、久しぶりで婦人教育に関する予算の計上を見たので、会議を行うことができるようになった。一面、法制定後は、社会学級の一環として、またはその対象の中に婦人が重要な位置を占めるようになり、かつ、前述の諸会議を重ねるにつれ、婦人学級強化拡充の機運はますます醸成され、31年度において、その振興に要する経費が特別に見積られてからは、急速な進展を見るに至った。(九、戦後早々から、新しい生活様式に対する関心がだんだんに盛りあがり、地方によっては、生活改善等の名において、実施に移したところも少くなかった。この傾向にかんがみ、30年3月、「社会教育の立場から新生活運動を如何に考え、如何に展開すべきか」という諮問に対する社会教育審議会の答申を公表して、各方面の参考に供した。その後、予算措置ならびに、新生活運動協会の発足によって、いわゆる新生活運動は、全国的な規模においてますます推進されるようになった。

以上は社会教育法制定前後を通じて、主要な事業または施策を大たい年代. 順にべつ見したのであるが、法施行以後10年のうち、こと数年は、それまでの. 経験に省みて、各般にわたる施策に検討を加え、最も緊要な施策を中核として展開することとなった。すなわち、対象としては特に青少年及び婦人を主とする教育に絞り、並びに施設の拡充、視聴覚教育および芸術文化の普及向上に重点が置かれ、地方ともどもこれらを契機として社会教育全面の発達のため、諸般の施策を講じつつ現在に及んでいるのである。

(2) 33年度の重点施策とその特色

33年度も、前述の施策を継続して、一層その成果を挙げることに努力が払 われたことはいうまでもない。ただし、従前に比べて、著しい特色があるこ とを見逃すことができない。すなわち、社会教育法施行10年を契機として、 次の発展段階に飛躍する、1つの重要な準備期になったということである。

例えば、社会教育審議会の各分科審議会(分科会)で、青少年教育とりわけ、道徳教育、技能審査に関する事項、成人教育なかんずくPTAの問題、視聴覚教育、特にテレビの教育、教養番組に関する重要事項および公民館等の施設の改善充実に要する事業等が慎重に審議され、つぎつぎに答申、建議が行われ、今後の社会教育振興上の好資料となっていることである。

第2は、長い間の各方面からの要望を取入れて、法一部改正の準備を慎重 に行ったことである。

第3には、これも漸く機が熱し、努力がむくいられて、体育課が省内関係 課を併せて、体育局の設置を、久しぶりに見、国立競技場が発足し手始めに アジア大会の主たる会場になったことである。

第4は、新たな使命を荷って青年の家の建設が16ケ所着手されたことである。

第5は、社会教育費としては、これまでになく、予算の著しい増額計上を 果たし、新規事業として、青少年の国内研修旅行による地域活動助成に要す る経費、国立青年の家の建設、児童文化施設の設置奨励に必要な経費等が見 込まれたことである加えて、皇太子成婚記念の趣旨をもって、青年の海外派 造のことが、中央青少年問題協議会の斡旋によって、明年度実現し得ること になった。

これらはいずれも社会教育今後の進展を期待する上において、大きな契機になるという意味で、法施行10年の昭和33年度は、このようにして、これまでにない特色的な実績を挙げたと、申し添えることができるであろう。

		24	25	26	29	30	32
		24.8.1	25. 11. 1	26. 6. 15	29. 4. 1	30. 9. 15	33.3.1
都	団体総数	46	46	46	46	46	46
道府	設置団体数	38	43 未報告 3	45	29 未報告17	46	46
県	設置人員	1.154	735	774	476	818	773
市	団体総数		i -	10, 130	8,661	4, 968	3,676
町町	設置団体数			5, 014	3,163 未報告アリ	2, 828	2, 119
村	設置人員		66, 024	73,099	46, 449	47, 521	38, 456
傩		社会教育連合会調査	文部省社会	教育局社会	教育課調查	文部省調査 局統計課指 定統計調査	教育局社会

あったが、その後漸次未設置団体が減少するとともに、設置人員も減少し、 30年には46都道府県に818名(1団体平均17名)となり、それ以降、大きな 変動がない。 (委4参照のこと。)

市町村では、26年に未設置町村が1万余市町村の約半数もあったが、委員の設置も余り促進せず、30年以降町村合併が進捗したにかかわらず、33年に未設置町村が3676団体中3分の1以上も残っている現状である。

なお、委員の活動状況については、公民館運営審議会委員と兼務している 者が、全委員の6割もいるので、年5,6回程度の会議に出席し、全般的に その機能を発揮していない実状である。

なお社会教育委員について関係者から従来しばしば要望されていたことは 民生委員(児童委員)や戦前の社会教育委員のように実践機関にしてもらい たいということであった。

こうした点にかんがみ現在国会に提案されている社会教育法の改正案には 青少年の健全育成をねらいとして社会教育委員に青少年教育に関し、指導機 能を付加する規定が設けられている。

第7章 芸術文化

第1節 概 說

芸術文化に関する行政には、すぐれた芸術を保護奨励し、これを助成してゆく面と、ひろく国民にすぐれた芸術を鑑賞する機会をあたえ、その鑑賞力の向上発展をはかる面との二つがある。もとよりこの二つはたがいに相関連したものであるが、芸術文化を社会教育の立場からとりあげる場合、後者のいたが、芸術の鑑賞力の向上発展のための施策としては、青少年音楽演劇普及、芸術祭、名作美術展の地方巡回、国立近代美術館の運営、音楽モデル県の指定、青年演劇指導者講習会、青少年音楽指導者講習会、青年大会(芸能)文化の部)などがあげられる。

戦後いち早く文化国家をめざしたわが国の芸術文化は著しい発展と向上を示し、海外の芸術文化の交流とあいまって、国際的にもようやく高く評価されるにいたっている。

すなわち、戦後の自由主義とマスコミの波にのって、わが国の芸術文化は 多少の消長とそあれ、一般的にいってかってみられない活況を示し、広く一 般国民に親しまれ、普及されてきた。

この間ある時にはゆきすぎた表現の自由が社会問題として、そのきびしい 批判をあびることもあったが、芸術文化が、人間形成の上に、また人間生活 を精神的に豊かにする点で、きわめて重要なかてであることは、深く一般に 認識されるにいたってきた。

現在、社会教育の立場からみた芸術文化行政には未だ未開拓の分野が数多くのこされている。それにはまず芸術教育の本質が解明されなければならない。そこから芸術教育における創造と鑑賞の意義が正しく位置ずけられ、社会教育における芸術教育がどのようにして取扱われるべきかが考究されなければならないであろう。

わが国の芸術文化行政を社会教育の角度からみるとき、中央、地方を通じ その施策は今日まで必ずしもじゅうぶんとはいえないうらみがある。

しかも現状においては、わが国の芸術文化はいちちるしい大都市優在の傾向を示し、中央と地方の落差がはなはだしい。この落差をいかにして縮小するかが、こんごの社会教育の立場からみた芸術文化行政に果せられた一つの

課題ともいえるであろう。地方芸術文化の現状については (別表(1)参照)

第2は芸術文化指導者の養成とこれが組織化の問題である。文部省および 都道府県では、くれまで演劇、音楽を中心として毎年指導者講習を実施して きた。これら講習会の受講者はいずれも地域社会、職場あるいは青少年団体 にあって術文地方芸化の推進力となって活躍すべきものであるが、芸術文化 行政担当者はこれを生かして真に地方芸術文化の推進力とするためにはこれ ら芸術文化指導者の活用とこれが組織化をはかることが必要である。

なお文部省では昭和30年度から全国各都道府県の芸術文化行政担当者の参 集を得て、毎年全国芸術文化担当者研究協議会を開催し地方芸術文化振興上 の諸問題の研究協議をおこなっている。

第1回全国芸術文化担当者研究協議会

(昭和30年3月11-12日文部省, 静岡県教育委員会主催、於静岡市県民会 館市公会堂)

第2回 全国芸術文化担当者研究協議会

(昭和30年7月21日-23日文部省、岐阜県教育委員会主催、於岐阜市)

第3回全国英術文化担当者研究協議会

(昭和32年3月19-20日文部省、東京都教育委員会主催於東京国立博物館)

第4 回今国芸術文化担当者研究協議会(昭和33年6月6日-7日文部省愛 知県教育委員会主催、於愛知県立文化会館)

ての研究協議会によって、芸術文化行政における中央と地方との連絡協調 が緊密となり、本協議会開催の意義は極めて大きい。

つぎに青少年対策のつとして昭和32年度から新たに青少年青楽演劇普及の ための国庫補助の制度が設けられた。これは、地方青少年のためによい音楽 あるいは演劇を観賞する機会を提供する目的で、都道府県が主催しておこな う音楽あるいは演劇団体の公演に対して補助金を交付するもので、中央のす ぐれた楽団、劇団を迎えての公演と、地方で種々の困難を克服して育ってき た地方音楽、演劇団体の公演との種類に分け、昭和32年度は中央の楽団劇団 による公演に対しては15県に84万円、地方楽団、劇団の公演に対しては26県 対して209万4千円、昭和33年度は23県に対して補助金、154万円がそれぞ交 に付された。

都道府県芸術文化関係事業予算等調查 (昭和33年9月)

(1) 英術女化費の全配維計

	昭和33年度	昭和32年度	比	較	
	1	ALTHOUGH TO	增	滅	
芸術文化費	24,871,137円	23, 227, 004円	1,044,133円		

1. 芸術文化費には、文化財保護費、ユネスコ振興費、視聴覚教育費を含まない。

2. 32年度は決算額である。

(2) 芸術文化費の1県当り平均額および比率

	昭和33年度	昭和32年度	上 上	較
芸術文化費 比 率	540,676円 5.57%	504, 934円 6. 21%	增 35,742円	滅

(備考) 芸術文化費の最高額および最低額

昭和33年度芸術文化費最高予算額 3,462,957円 最低予算額

昭和32年度芸術文化費最高予算額 2,946,957円 最低予算額 0円

	昭年33和度芸術3	文昭和32年度芸術女	上 較	增一波
ff. No. 166	化費当初了算額	化費決算額	增	
准 育 岩 宮 秋 田	390,000	230,000	160,000	
贯 森	107,000	0	107,000	
青 森 手	558, 500	461,796	96, 704	1
宮 城	0	0		2
秋 田	175, 900	133, 200	42,700	ci.
	110,000	110,000	0	
福島	1, 435, 000	508,000	927, 000	Pi -
- 城	1, 005, 000	947, 712	57, 288	
栃木	1, 421, 000	1, 256, 000	105,000	(8)
山福茨栃群	1, 237, 420	1, 381, 000	100,000	143,580
	398, 480	368, 100	30, 380	14:0, 000
至 葉	585, 000	610,000	30, 380	05 000
+ ž			E16 000	25,000
東京神奈川	3, 462, 957	2, 916, 957	516,000	No.
埼千東神新 至葉京川潟	1,583,380	661,000	922, 380	
	128, 300	113,000	15, 300	
富石福山川井梨	383,000	202, 300	180,700	
2 型	0	0	-	
福 井 梨	367, 000	781, 000		414,000
빌 然	1,044,000	448,000	596,000	· · · ·
長野_	544,000	1, 133, 000	earners are all	589,000
岐 阜	495,000	950, 000		455,000
静岡	380, 300	407, 800		27, 500
愛 知	339, 200	339, 174	30,026	= 70
愛 知 重	422,000	490,000	100	68,000
滋資	309,000	326,000		17,000
京 都	20,000	141,000		121,000
大 阪	1,310,000	1,310,000	0	
兵 庫	307,000	307,000	0	
奈 良	452,000	452,000	Ō	
	0	0	7	
鳥取	262,000	162,000	100,000	
島 想	129,000	122, 300	6, 700	Į.
島根岡山	500,000	680,000	0, 700	180,000
島岡広·根山島	290,000	300,000	3	10,000
山 胃	1, 150, 000	690,000	460,000	10,000
	35, 000	15,000	20,000	
德香愛高福 島川媛知岡	263, 000	330, 890	20,000	07 000
雪 媛	192, 500			67, 890
克 如		207, 40		14, 900
高 知 岡	223, 140	331,000		108,000
但	501, 400	506, 300		4,900
佐長熊大宮鹿 賀崎本分崎島	0	1 202 200		92204 (2007)
長崎	832,000	1,006,000		174, 000
熊本	411,000	571, 575		160, 575
大 分 崎	270,000	340,000	9	70,000
是 畸	917,600	921, 800	22.000.000	4, 200
鹿 児 島	130, 200	109, 700	20,500	10000000
計	25, 107, 137	23, 308, 004	4, 453, 698	2, 654, 545

県名	昭和33年周 芸術文化	1-	劇	音	楽	美	祈	文
	当初予算数	事業名	当 初	事業名	当第		7.50	事業名
北海道	390,000				1		了昇組	1
青森	107,000	東北ブ ック、 少年演 指導会	新 87,700					
岩手	558, 500	青指習 青数公 青水 青髮 背车 等级 一次	191, 800 20, 000	青年大会			95	
宮 城	0	TOLE	171,000					
大田	175,900 排	了少年音 、 演劇 導者講 会	25, 900 [§]	少年音		総合美術 展	150,000	
1 形	110,000 溴	及	80,000 溴	少年音、演劇		県総合美 術展	30,000	
島	1,435,000青	演劇コ クール 少年演 研究発	185, C00 県	合唱コ 1	10,000	県総合美 桁展	270,000	
	青渠	少年音		日本合コンク	85, 000 j	明治大正 召和名作 美術展	30,000	
城]	L, 005, 000表		29,760校会		18, 980 明	美術股	740,000	\neg
	劇、夢	少年演 脚本	20,000校	大会	21, 230 孙	子供美	93,000	.
	青月神神神	少年演 背導者 社会	県 27,500 青	合唱祭 2	21,030 4,500			

芸	郷土	芸 能	顕	彰	総合	行事	そ	の他
当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額
			北海道文 化賞贈呈 式	390, 000				
							地方文化振與会讓	193,000
		2			県芸術祭 芸 能 祭		青年団体がループリーダー	63, 700
								,
	郷土芸能大会	90,000	県文学賞 表彰	195,000			各種文化專業補助金	200, 000
							その他	9,000
¥								

県名	昭和33年度芸術 すれ	演	劇	音	楽	美	術	
	芸術女们当初予算数		当初	事業名	当 初	事業名	1 314 200	文 事業名
栃木	1, 421, 420	青少年音 楽演劇大 会	1	青少年音 0楽演劇大			予算額	9781
群 馬	1, 237, 420	演劇振興 移動演劇 教室	30,000	音楽指導者養成 灣 築 楽 資 等 楽 祭 子 楽 秀 子 楽 秀 子 楽 秀 子 子 秀 元 五 五 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	42	經合業務	300,000	
奇 玉	398, 480					県美術展	398, 480	
千 薬	585,000			県合唱交 勧会	20,000	県美術展 県発道展	450, 000 30, 000	県湿漱 大会
京京	3, 462, 957	電気 関重資劇 コンクーレ	112, 837	he it on min	540,000			短文芸普及
奈川	会子め数音調音	者演奏 供のた の音楽 2 楽数室	63, 100 17, 400 91, 400					
润	128, 300 演	與詩 由	8, 300		(興)	美術展	50, 000	
Щ	383,000 楽	少年音, 览刻音 14	0,000楽	少年音		·	15, 000	
111	0	-		到日区.				

芸	郷土		表	彰	総合	行事	Z 0	D 他
当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額
	0				芸術祭		青少年映 画対策費	73,000
					文化祭	50,000	その他	230, 000
					- ,			
								ø
50,000		÷	県文学賞	35,000				
337, 900					東京芸術祭	679,000	資料作成	71, 180
							音楽堂運営協議会	211, 830
	5			(1 1	文化集会 文化展示	200, 000 199, 650
				1			女化鹅油	
					-14461-144		文化講演 会 文化運動	50,000
					芸術祭	200,000	文化運動 推 進 費	43,000

售	名	昭和33年度 芸術女化	演	劇	音	楽	美	術	文
л	ν п	当初于算額	枣菜名	当 初 予算額	事業名	当 初	事業名	学算額	事業名
福	井	286, 000	紀合演劇 祭		音楽コン クール 総合音楽 条合唱祭	8, 000 12, 000) 県総合身) 術展	60,000	文学作
Щ	梨	889, 000		,	地方音楽 巡回公演 聚 集	71, 000 128, 000	1		
長	野	544, 000	県演劇数 室 青少年演 願系	65, 000 55, 000	不及發来		県 学 書 道 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	40,000	
岐	阜	495, 000					県美術展	225, 000	
静	岡	380, 300					県美術展	380, 300	
愛	知	369, 200	青少年演 製指導巡 公 演	319, 200					
=	重	422,000	青年大会 (音楽、 質劇)	122,000	青年大会 (音楽、 演劇)		県美術展	300,000	-
磁	賀	309, 000					県美術展 華 道 展 美術作家 協会展	229,000	文学祭
京	都	20,000							
大	阪	1,310,000	考少年音 美演劇指 拿者講習	200,000	青少年濱 刻、音楽 指導者關 留会		絵画、デ ザイン、 音楽教室	560,000	
Ę	庫	307,000					県美術展	226, 130	
	良	452,000					展 美術展 美術 基準芸術 新 語 講 習 会	340,000 12,000 } 50,000	
知歌	山	0				ا	具美術展	120, 000)	
100	取	262,000				lu lu	具美術展	210,000	

芸	郷土	芸.能	表	彰	総合		そ 0	
当 初 予算額	事業名	当 初 予算名	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額
20,000			文化賞	20,000			児童文化 部業その 他	50, 000 86, 000
					県芸術祭	690, 000		
			モデル町 村表彰	34, 000				
					芸術祭	198, 000	文化研究 助 成	72, 000
							文化団体 育成	50, 000
X					青年文化 祭	(50,000)	著作權思 想普及講 習会	10, 000
35							芸能文化 指導者講 習会	20, 000
				7	芸術祭	550,000		
							芸術文化 担当者協 議会 研究会	12, 170 68, 700
8							芸術活動 発表大会	50,000
					- "			
							生田長江頭 彰 会補 助 金	50,000

	**	昭和33年度	演	劇	香	楽	美	術	交
県	2	芸 術 文 化 当初予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 予算額	事業名
島	根	129,000				ペルシヤ 画展	129, 000		
岡	įĮį	500, 000	演劇普及	280.000	岡山放送 合唱団発 衰会		名宝展 新造型美 術展	220, 000	
広	島	290.000	青少年演 劇音楽講 習会	140,000	青少年演 劇音楽講 習会	1	県美術展	150, 000	9
Щ	П	1, 150, 000	音楽演劇 文化事業	100,000	山口交響 楽団 西部合唱 コンクー ル	70,000	県美術展 国際貝象 派展	140, 000 100, 000	
德	島	35, 000					教職員美 術展	5,000	
香	ΊΙ	263,000		46	No. 467.757		県美術展	263,000	
愛	嫒	190, 500	音楽演劇振興	70,000	音楽演劇振興		6.8	1	
高	知	223,000	SE S					Versi i	
福	岡	501,000	青少年演 劇普及費	150,000			県美術展	351,400	
佐	賀		62						
長	崎	832,000					県美術展	682,000	

学	郷土		表	彰	総合		そ 0	
当 初	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額
			15					
-								
	郷土民俗芸能大会	50,000			青年文化条	60,000	吉田松蔭 百年記念 事業準備 費その他	500,000
				1			芸術文化 芸術変段 協議会 その他	5, 000 25, 000
							==	
			数育文化 賞	66, 500	芸術祭	56,000		
ř			文化賞表彰	122,000	高知市文 化祭 県芸術祭	30,000	芸術文化指導	51,000
							文化振興 費	150,000

III A	昭33和年度	演	劇	音	樂	美	~ 術	文
県名	芸術文化当初予算額	享業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名	当 初 予算額	事業名
		青少年音 楽演劇公 演	5791 894341	青少年音 楽演劇公 演				
態 本	411,000			滝廉太郎 記念音楽 祭	23,000			
784 A	211,000			合唱コン クール	8,000			
		3		大章球浜 記念音楽 祭	3,000			
-I- 0	070 000	演劇指導者講習会	10,000	郷土音楽祭	20,000			
大 分	270,000	音楽演劇 巡回公演	150,000	音楽演劇巡回公演	THE	•13 0 0		
***************************************						県美術展	35,000	
宮崎	130, 200			16		写真絵画 巡回展	30, 350	
鹿児島	130, 200	音楽演劇 発表会	19,700	音楽演劇 発表会				
計	24, 871, 137		5,086,737		2,938,060	9	7, 616660 (635, 000)	

(備考) カッコ内の数字は文化予算額には計上されていないが、何らかの形で県費が 支出されている額。

芸		芸能	表	彰	総合	Control Control	その	7,000
当 初 予算額	專業名	当 初 予算額	事業名	当 予算額	專業名	当 初 予算額	專業名	当 初 予算額_
						. 1	芸術振興委託	200,000
		1 1	女化功労 者衰彰	80,000			文化講座	17,000
						1	音楽演劇	10,000
ν.			文化振興	10,000	県文化祭	20,000	研修資料 作成	60,000
		9			県総合文 化祭	153, 500	移動文化班	60,000
			県文化賞	305,000	Street Control		へき地文 化謙座	50, 100 17, 500
							その他	110,500
407, 90		140,000		1,257,500		4,082,350		3,341,93

文部省美術幻灯画目録1

種別	名	称	画	面数
天然色第1集	日本芸術院(文部	会員作品集 省綱)		12
天然色第2集	文部省巡回美	術展覧会作品集	日本回洋工芸	10
天然色第3集	泰西(嘉門	名画集安档稿)	ルネッサ 19世紀~	
天然色第4集	浮 世 絵 (高橋	名作集 誠一郎編)		24
天然色第5集	二十世(吉川	紀 の 絵 画 逸治綱)		24
天然色第6集	近 代 洋 (今泉篤男,	画の歩み河北線明編)		30
天然色第7集	日本陶(小山富	磁 名 品 集 '士夫編)		20
天然色第8集	桃 山 時 代	の障 屏画 之軒)		30
天然色第9集	ガ(岩田藤七	ラ ス : ほか編)		35
	影 刻 (の 鑑 賞 今泉篤男編)	黒、白	巻フイルム 30
	日本彫 (菊池一	刻の鑑賞 端端	黑白巻	フイルム 31
1	日本の(文部	現代美術		ライルム 巻 135点

内	容	価 格 (円)	頒布
日本芸術院会員 洋画家	12氏の自選作品集。	544	文部省
出陳作品中から日本画、『 出して現代日本美術の水』	国展「日本現代美術展」の 幸國および工芸各10点を選 皇を一般に理解器含せる	1.317	"
コンルサンフサ中のイタリ・	ヤ名面および、北欧ルネッ 象派から後期印象派までの	831	"
経まるにおり、対批・公コレガ・	ションの中から歴史的な流 を避定。 当時の庶民生活を 懸賞する。	1.083	"
	れを一般に理解し易いよう	928	"
印象派以降の西洋の主要	作家の作品(日本に現在す 現代までの主な洋画家の代 取された西洋画の影響によ 国近代洋画の発展の姿を理	1, 254	"
し, あわせて日本調磁更		2,045	"
る。編者の懇切なしかもの名作に容易に親しませ	および水墨の名作を鑑賞す ユーモラスな解説がこれら る。	976	"
われわれの生活の中に美れ、又生かされているか解く。工芸家の創作方法 クリスタルガラスや色ガ	術はどのように取り入れらる をガラス工芸の例によって は、200年工程等を示し、また ラスの美術工芸品を鑑賞す	1,491	文部省
「彫刻はどのように鑑賞 ミロのヴィナス,ドナス	するのか」という間に対し ルロ, ミケランジュロおよ 品の実例によって彫刻の美 彫刻鑑賞の基底知識が容易	293	,,
上代から鎌倉時代にわたする。	る代表的影刻の名作を鑑賞	231	"
美術評論家15名の選定し 本画、洋画、彫塑、工芸 わが国現代美術の鳥かん	たわが国代表作家作品を日 および書の 135点を複製,	1,000	"

種	別	名	称		阃	面	数
天然色第	10樂	日 本 の (守田)) 文 榜公共編)	ŧ		20	
天然色第	11集	日本の(文部省・	絵 巻 物 美術出版社紀	7 B)		20	3.3
天然色第	12集	中 世 <i>0</i> (文部省・) 美 徘 美術出版社線	f 開)		20	
天然色第	13集	美術ア (日本近代)	ル・バ ム 絵画名作集)	1		20	
天然色第	14集	美術ア (日本近代	ル バ ム 絵画名作集)	2		20	estile ve
天然色第	15集	日本の初日村	初期洋真編	圃		20	
天然色第	16集	浮 世 絵 (文部省・	版 画 の 美術出版社線	美 記		20	73
天然色第 第	[17集 [18集 [19集	美術アル	ルバム	3 4 5	各	20	
天然色第	[20集	黒 田 滑 (剛元謙次	輝作品 绚朗編)	極		20	
天然色第	21集	日本 (森	D 底 [8		1000	20	100
文部省美 灯画	術幻	日本の美術	5史 (6巻)		(10起)	200	
文部省美 灯圆	附幻	世界美術リ	년 (10 巻)			200	

(民間幻灯業者によって発売されるもの)

内	容	価	格(円)	発	壳
しい文様を古	られた代表的な美 代から桃山時代に 古代裂,衣装な た。		980	東京都文京区小 学友会館内 学 芸	石川町1ノ1 社
奈良時代から 表的な日本の	江戸時代までの代 絵巻物を鑑賞する		880	東京都千代田区 美術出版社サー	神田錦町1ノ6 ビス・センター
西洋中世期の 理解し鑑賞す する	キリスト教美術を る。第3集に接続		880	同	· 上
	の逸品をあつめ、 術の鳥瞰をしめす		870	東京都港区芝琴日本幻灯版	
同	上		870	同	上
た日本の初期	書の研究から生れ 油絵について興味 りあげ、これを鑑		820	東京都千代田区美術出版社サ	錦町1ノ6 ービス・センタ
版画のもつ表 の名作に求め、 解きおよぶ	現美を浮世絵版画 版の種類にまで		800	同	上
このアルションでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、	1 および 2 の続編。 (1~5)は使用 じて自由に編集される時の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の一大の大田の田、一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の	各	700	東京都千代田区6 幻 灯	神田小川町 3 ノ 協 会
わが国洋画界	に大きな足跡をの 術の全ぼうを理解		700	同	上
わが国の名園 あとをたどっ	を歴史的な発展の て鑑賞する。		830	東京都京文区小 学友会館内	石川町1ノ1 学 芸 社
社会科、芸術編集したもの	尊要領(中, 高校 科学)に準拠して で、学校教育の教	1 組	I L, 000	東京都大田区南学習	千束町46 研 究 社
材として使用	出来ると同時に一 術鑑賞教育に役立	1巻	.000	東京都千代田区美術出版社サー	

第2節音 楽

わが国の青少年音楽活動は、戦後、文部省の新しい総合的音楽教育の方針のもとに、活発な運動を示してきたが、他方青少年の情操に好ましくない影響をあたえる不健全な音楽も多くなってきた。そこで文部省では昭和27年度から、地方における一般成人および青少年に、音楽を正しく理解させ、普及するための参考資料として、音楽鑑賞講座およびレコード資料等(年報および月報)を作成し、都道府県教育委員会を通じて、全国の公民館、図書館および社会教育関係団体に配布した。また昭和29年度には青少年の音楽指導の一つとして、器楽合奏のうち最も容易にできるハーモニカを中心とするリード楽器による合奏についての手引書として「リード合奏の手引」を作成した。

いっぽう青少年による合唱運動も、昭和28年から30年にかけて全国的に盛んとなり、一部にはいわゆる「うたごえ運動」として政治的な色彩をおびるものもあったが、一般大衆の良識によってこの運動も限界に達し、昭和30年頃を境として、社会情勢の安定とともに漸く平静に復した。 青少年音楽指導者識型会

青少年に良い音楽を普及する目的で、音楽指導者を育成する「青少年音楽 指導者講習会」は昭和28年度から開催し、本年その第6回を実施した。

講習内容は音楽各般にわたったもので、一応指導者として必要な知識を全 部与えるようにしたが、各年度の講習会の大要は別表のとおりである。

青少年音楽者講習会

回	期間	場所	講 習 内 容	受講人
第1回講習会	昭和28.6.1 ~6.5	藤原歌劇研究所	歌唱,編曲、 鑑賞、舞踊等	126名
第2回講習会	昭和29.5.31 ~6.4	同 前	合奏、合唱、 音楽史等	57名
第3回諱習会	昭和30.5.30 ~6.3	一ッ橋講堂	音楽理論、合唱 音楽史「手古奈」	139名
第4回讀習会	昭和31.7.31 ~8.4	同前外	同前	186名
第5回講習会	昭和32.8.19 ~8.21外	共 済 会 館	同 前 「鷹 の 泉」	68名
第6回講習会	昭和33.8.4 ~8.7	共 済 会 館	同 前 「真間の手古名奈」	98名

音楽教育の対象を小さく社会教育面と学校教育面のつに分けて考える事は 不可能ではないが、この2つは全く密接な関係にあり、特に地方における指 導者となると、そのほとんどが学校教職員以外にない、と言っても過言では ない。

従って社会教育の立場からは、如何にしてこれら学校教職員を一般青年団体の指導者として有効に使うかということが大切なことであろう。

現実に、地方の音楽団体の指導者のほとんど全部が学校教員であるか、かつて学校教育に関係していた時代から今日まで引きつづいて一般青少年団体の指導をやっているものといって差支えない。

文部省が昭和23年度に講習会を開いた時、受講者の大半の教員は学校教員 の資格認定のための単位取得が目的であったようである。それが文部省で開 催する講習には単位が与えられないことが判明し、その翌年は熱心な受調者 以外は激減した。

この昭和29年度、第2回講習会開催中に、青少年の手で上演出来る歌劇の 台本の作製と、この台本による講習会の開催についての要望が受講者全員に よって提出された。

その内容は、今まで開催しているような講習内容のものは各地で実施されており、また、毎年夏、東京において、東京芸術大学、全日本合唱連盟等、学校、民間団体の主催する講習会が数多く開催されており、文部省でこれらの団体では開催不可能な内容で、また新しい音楽教育の一つとして、音楽を中心とし、演劇、美術の要素が補助的役割をする歌劇を指導してほしいということであった。

そこでその要望にこたえ、昭和30年度の講習会には、青少年で上演可能な 歌劇台本を作製し、他の一般教養科目に併せて指導をおこなった。

ての青少年のための歌劇は発表以来、大変好評を拍し、上演した団体は推 定1千団体以上、その上演に協力したもの3万人以上、これを鑑賞したもの は最低に見積っても30万を越すものと推定されるようになった。

以下、第1作「手古奈」から「牛若丸」、「屋上の狂人」、「脛の泉」等、難易の各対象別に作り、また日本の伝統的芸術のスタイルを取り入れ、歌舞伎ふう、新劇ふう、あるいはお能ふうのスタイルのもの、衣裳、セット等は極度に費用を切りつめられるものを発表し、毎年、一般教養の指導以外に5分の1程度の時間をさいてこれらオペラ台本の指導を併せ行って来た。

なお第5回以降は講習会開催要綱の通知と、実施期日の間に、次鄭に余裕 が少なくなり、受謝者も少なくなり、とくに昨年度、第6回においては前半 の研究協議には参加者3分の1となり、その参加者も、第3回、第4回のような講習会を要望していた。この昨年度の講習内容については今後大いに研究すべき問題があると思われる。

第3節 演 劇

戦後、素人青年による劇団は、おびただしく発生したが、それは自由という怒雨を与えられてはびこった雑草にも似て、ただいたずらにヤクザ芝居の真似事を追うのにきゅうきゅうとする有様であった。しかしてれも一時期で敗戦の不況がひしひしと現実の問題として押し迫ってくるにおよんでは、演劇も単なる娯楽、享楽の場としての集りは、次第にその存在意義を失い、素朴ながらも自分達は何のために演劇を行うのかという自覚的態度が、徐々にてれら演劇団体の中に芽ばえていった。そして、演劇団体の新陳代謝が自然行われるようになり、また残った団体はより技術的にも内容的にもすぐれた指導および指導者を求める声が強くなって、昭和24、25年頃より国および民間の主催による各種の講習会、研究会、合同発表会、コンクール等が開催され、素人演劇への関心が当事者はもちろん、一般にも次第に認識されるようになった。

今日、素人演劇とよばれるものは、大まかに分けて、同好会の演劇、職場の演劇、青年団の演劇、大学、高等学校の演劇がある。文部省ではこれらの素人演劇の発展のために、演劇のあり方を示し、またその正しいやり方を普及するために次の各種演劇指導者講習会および研究会を開催し、また資料を作成配布した。

青少年演劇指導者識習会

- 第1回(昭和25年8月2日-5日 於文部省)
- 第2回(昭和26年7月25-28日 於県立神奈川県公民館)
- 第3回(昭和27年6月27-30日 於俳優座研究所)
- 第4回(青年の部)(昭和28年5月26-30日 於俳優座研究所)
- 第4回(少年の部) (昭和28年7月21-24日 於東京氷川小学校)
- 第5回(昭和28年5月18—22日 於新設俳優座劇場)
- 第6回(昭和30年7月5-8日 於日本青年館)
- 第7回 (昭和31年6月19-22日 於一橋講堂)
- 第8回 昭和32年度は社会教育特別助成金に中央の楽団劇団を巡回公演 させるための補助金と地方演劇講習会の経費が計上されたので、中央

劇団の地方の巡回公演とタイアップして全国6地区において演劇講習会を開催した。内容は第1日を青年演劇のあり方および演劇の振興に要する諸問題の研究討議、第2日を俳優座員による演出演技、舞台美術、メークアップの実技指導を行った。テキストは田中千禾夫作「おふくろ」および内村直也作「青空の果てに」を使用した。

福島県 (県婦人会館 6月13、14日 134名)

静岡県 (県民会館ホール 6月14、15日 165名)

岐阜県(県立図督館 6月17、18日 51名)

香川県 (高松市公会堂 7月9、10日 148名)

岡山県(弘西小学校 7月15、16日 192名)

福岡県(県社会教育会館 7月21、22日 242名)

第9回(昭和33年度)

青森県 (県立図書館 7月14、15日 100名)

神奈川県 (県立図書館 10月7、8日 45名)

福井県 (人絹会館 10月3-5日 110名)

大阪府 (府教育会館 10月6-8日 40名)

島根県 (白鳥会館 8月2-4日 100名)

高知県(県中央公民館 9月26-28日 55名)

福岡県(市中央公民館 10月14、15日 106名)

第1回全国青年演劇会議(昭和28年5月30日 於文部省)

青年演劇活動に対して方向を示し、振興上の諸問題について意見を交換し 討議を行い地方文化の育成向上のよき資料を提供するために第5回青年演劇 指導考講習会に引き続いて行われた。参加者は各府県における青少年指導担 当官、各関係官庁係官(厚生、労働、法務、国警、中央青少年問題協議会) 日本演劇協会、学識経験者が出席し、青年演劇のあり方および青年演劇育成 向上のために方策について研究協議が行われた。当日の模様は8月6日教育 放送朝の教養に放送され、この会議の報告書を作製し関係方面に配布した。 第2回全国青年演劇会議(昭和23年5月22日 於文部省)

第1回の趣旨により関係者の参集を求めて活発な意見の交換がなされた。 高等学校演劇指導考講習会

青少年演劇指導の一環として、全国の高等学校における学校演劇の正しい 発展を目標としてそのあり方を研究し、技術の習得をはかるために全国高等 学校演劇協議会と共催で講習会を開催し、高校教員および高校演劇指導者が 毎年,500余名が参加している。 第1回 (昭和30年8月4-6日 神田一橋講堂)

第2回(昭和31年8月6-8日 神田一橋講堂)

第3回 (昭和32年7月29-31日 神田一橋講堂)

第4回 (昭和33年8月8-10日 神田一橋講堂)

第2回全国中学校演劇指導者講習会(昭和33年8月8-10日 神田一橋中学 校)

最近中学校においても演劇の研究、上演が盛んになるにつれて、そのあり方を研究し、技術の習得をはかる目的をもって昭和33年度より文部省と、全国中学校演劇協議会の共催によって開催された。(昭和32年度は全国中学校演劇協議会のみの主催)

資料について

青少年演劇振興のための参考資料として次の資料を作成関係各方面に配 布した。

国民劇場について

演劇公演に対する国家の援助施策の対策として、国民劇場の運営がある。 これは国立劇場と異なり、国家が国庫の経費で公演を行うものではなく、国 家の建物を低額の劇場費で劇団に提供するにすぎないが、その運営にあたっ て国民劇場運営委員会が設けられ、その運営委員会においてわが国演劇の正 しい向上発展とその国民への普及とが考えられている。一ツ橋講堂は一ツ橋 大学の管理下にあるが、1年のうち150日を限って文部省芸術課が借り受け 同運営委員会の選定にかかる演劇を上演するものである。第1回は昭和28年 4月に、国民劇場第1回公演として劇団民芸によるイブセンの「民衆の敵」 を上演して以来、今日におよんでいる。

第4節 美術

1 地方巡回美術展

地方文化の向上と地方在住者の趣味、教養を高める目的をもって昭和23年

以降文部省と開催道府県教育委員会との共催による文部省地方巡回美術展覧 会を実施してきた。

昭和23年、戦後荒廃の時代「文化国家」を標榜する国の方針に従い、明治 以降のわが国近代美術を再認するとともに美術鑑賞によって国民生活にうる おいを与えようと文部省所蔵美術作品(現在国立近代美術館に保管を転管し た政府買上美術作品)を一堂に集めてれて東京国立博物館、東京芸術大学所 蔵の若干の作品を加えた地方巡回美術展を開催した。この劃紀的な計画は地 方において相当な関心と好意をもって迎えられた。

開 催 地

長崎、佐賀、大分、山口、広島、福井、新潟、岩手(8県) 出品種目および出品点数

日本画(43) 洋画(39) 彫塑(16) 工芸(23) 計121点

昭和24年度からは日本画、洋画、彫塑、工芸および書の5種目による総合 美術展覧会の形でわが国の現代美術の概要を容易に国民に鑑賞させる機会を あたえる4ヶ年計画の日本現代美術展を開催した。

昭和24年度開催地

大分、宮崎、山口、広島、島根、三重、福井、岐阜、富山、新潟 北海道(11県)

出品種目および出品点数

日本画(34) 洋画(58) 彫塑(22) 工芸(27) 書(15) 計156 昭和25年度開催地

熊本、佐賀、広島、高知、石川、富山、長野、秋田 (8県) 出品種目および出品点数

日本画(30) 洋画(59) 彫塑(22) 工芸(24) 書(12) 計147点 昭和26年度開催地

山口、広島、大阪、岩手(4県)

出品種目および点数

日本画(45) 洋画(65) 彫塑(24) 工芸(26) 書(20) 計180点 昭和27年度開催地

宮崎、山口、広島、島根、岡山、香川、京都、千葉(8県) 出品種目および点数

日本画(26) 洋画(51) 彫型(20) 工芸(18) 書(15) 計130点 昭和28年以降は、国内の美術展覧会活動も活発に行なわれまた東京に開催 された多様の美術展の地方進出も盛んになって来た現状を考慮し、ここに明 治以降のわが国近代美術の体系的展開を示してれを国民に理解、鑑賞させる 方針にあらためた。

ての計画を実施するため国立近代美術館、東京芸術大学、宮内庁をはじめ 公立美術館その他民間所蔵者の作品協力を得て昭和32年度まで明治、大正、 昭和名作美術展を開催した。特に昭和32年度は本展覧会開催 10 年目にあた るので特に文部省地方巡回美術展10週年記念と称し、昭和28年以後に実施し た名作展出陳作品中の主要作品および現代日本美術諸派を代表する最高水準 の名作を収集し展示した。なお昭和31年、32年の両年には地方巡回を開催す るに先立ち、毎日新聞社と共催で東京日本橋白木屋百貨店において収集作品 の一部(絵画)の公開を行うなど、文部省の地方美術普及行政方策の一端を 中央において披露した。

昭和33年度は文部省所蔵品の他に東京国立博物館、国立近代美術館および 文化財保護委員会等の協力による近代日本美術回顧展を開催した。

この文部省地方巡回美術展覧会は一般国民の美術の理解、鑑賞を役立てるために実施されたものであり、開催各都市およびその周辺在住の観覧者からは体系的な日本美術作品鑑賞の機会を得られたことを感謝され、この展覧会開催を機に地方在住の美術家、文化人らの県教育委員会に対する積極的な協力が得られ地方の美術施設の新設、拡充等の気運の盛り上り、あるいは展覧会入場料収入を基金とする美術獎励(県展優秀作品の買上その他)や美術教育振興に役立てられるなど、その実施の意義は遊だ大きい。

昭和28年度開催地

熊本、福岡、愛媛、徳島、広島、鳥取、三重、石川、富山、長野、北海 道 (11県)

出品種目および点数

日本画(31) 洋画(35) 彫塑(16) 工芸(20) 書(7) 計109点 昭和23年度開催地

庭児島、福岡、島根、岐阜、静岡、長野、福島、青森(8県) 出品種目および点数

日本画(55) 洋画(46) 彫塑(11) 計112点

'昭和30年度開催地

熊本、長崎、佐賀、徳島、広島、奈良、福井、栃木 (8県) 出品種目および点数

日本画(50) 洋画(50) 彫塑(11) 工芸(19) 書(10) 計140点 昭和31年度開催地 熊本、宮崎、福岡、大分、愛媛、愛知、福島(7県) 出品種目および点数

日本画(43) 洋画(44) 彫塑(12) 工芸(11) 書(7) 計117点 昭和32年度開催地

熊本、宮崎、山口、兵庫、長野、新潟、山梨、福島(8県) 出品種目および点数

日本画(39) 洋画(40) 彫塑(14) 工芸(14)書(9) 計116点 昭和33年度開催地

滋製

出品種目および点数

日本画(38) 洋画(34) 彫塑(17) 工芸(15) 計104点

本展院会の(4)開催館所は全国8ケ所以内(一道府県1か所)で、(中開催期間は毎年)月から翌年3月までの7か月間とし、1か所の開催日数は約25日間(会期15日以内。輸送および陳列準備期間10日)としている。またこの展院会に要する経費は文部省および開催道府県教育委員会との共同負担になっている。

なお文部省としてはこの地方巡回展を通じて広く一般国民にわが国一流美術家の作品を鑑賞に供する機会を与えるよう努力しているが、経費その他の関係で同一作品による長期間にわたる巡回開催を行なわなければならぬことが非常な難点となっている。就中、地方在住の観賞者の希望する日本画の秀作等を長期間巡回展覧することは作品保存上からも異論が多く、本展覧会も美術の普及奨励の立場と美術保存の立場との対立の中に新しい方向を見つけ出さざるを得ない状態にある。

2 美術幻灯画

国民の美術墨賞教育に資するため原作による鑑賞を地方巡回美術展に求めたが、他方原作を複製した美術スライドを活用して容易に美術鑑賞が出来るようにと企画したのがこの美術幻灯画である。

美術幻灯面はその製作を昭和24年度開始し31年度まで毎年意欲ある企画を もって製作を続けてきた。幻灯画であるため対象作品は洋の東西古今を問わ ず、権威ある専門家に収録作品の選定および作品解説を依囑し、これをわが 国最高水準の製作技術によるカラー・スライドに製作、平易な解説書を付し て実致頒布を行っている。これら美術幻灯画は一般社会人の美術鑑賞教育、 学校、図書館等の社会科、美術科学習にも利用し得る最も簡便な科学的な鑑 賞資料として多大の成果をおさめている。

昭和29年以降は文部省令による自主頒布を改め(但し昭和28年度までの製作品は現在でも文部省令によって頒布している)、文部省が民間幻灯業者に原版の複製ならびに頒布委託の形式をとった。なお昭和30年には既刊の全作品の内容および簡単な紹介を付した「文部省美術幻灯画目録」を製作し、希望の向きに無償配布している。

なお現在までに製作発売された文部省美術幻灯画については別表目録を参 照されたい。

第5節芸術祭、芸術選獎

1 芸術祭

芸術祭は、昭和21年、敗戦の焼土にいち早く芸術文化のいぶきをあたえ、 明朗な国民生活を再建する意図のもとに開催されたものである。

昭和24年度までの4回は、芸術祭のための国家予算は計上されず、文部省から委鳴した芸術祭執行委員が、芸術祭期間中における芸能界の公演企画のうち、芸術祭参加を希望したものに対し、審議の上、芸術祭参加のタイトルを付して公演をおこない、そのうち優秀なものに対して文部大臣賞をおくるにとどまるものであった。したがって文化高揚の意欲をしげきする何ものかはあったが、それによってじゅうぶんな世論をかんきし、国民の文化生活を潤沢にするまでにはいささかへだりがあった感をまぬがれなかった。

昭和25年度芸術祭にはじめて500万円の予算が計上されたことにより、それまでの他力本題から、一歩自主性をおしすすめることができるようになった。以来今日まで回をかさねること 13 回、現在では芸能界における唯一の総合的な行事として、年々盛況を加えてきている。

現在芸術祭の開催部門はつぎの9部門である。

- (1) 演劇部門
- (2) 音楽部門
- (3) 舞 踊 部 門
- (4) 古典芸術部門
- (5) 映画部門
- (6) 放 送 部 門
- (7) レコード部門

(8) 大衆芸能部門

(9) 民俗芸能部門

芸術祭の公演において優秀な成果をあげたものに対しては、芸術祭執行委 員会の推せんにもとずき、文部大臣から芸術祭祭賞および芸術祭獎励賞がお くられる。

芸術祭の公演には、芸術祭執行委員会が自らその企画にあたり公演をおこなう芸術祭主催公演と、芸能界が自ら企画し、芸術祭に参加を希望する公演のうち、芸術祭執行委員会が芸術祭にふさわしい優秀な公演として認めた芸術祭参加公演とがある。

昭和24年度以降の各部門主催公演および参加公演数は別表(2)のとおりである。

昭和33年度第13回芸術祭について述べると、まず主催公演では、演劇部門の「慶応戍辰年」(歌舞伎座、11月)をはじめとし、都民劇場との共催によるオペラ「ペレアスとメリザンド」、能楽五流による五流能の無料公開、あるいは映画芸術の源をたずねる「映画の歴史を見る会」、全国各地からすぐれた民俗芸能のかずかずを一堂にあつめた民俗芸能大会、その他京都市では京都市交響楽団と二期会によるオペラ「フィガロの結婚」が上演されたほか五流能と「映画の歴史を見る会」が大阪で開催されそれぞれ意義ある公演がおこなわれた。

また参加公演では、各部門とも、それぞれ意欲的な作品のかずかずが芸術祭をかざり、その数は206公演の多きにのぼった。ことに放送部門におけるテレビションの参加作品は今回は飛躍的に増加し、中央ならびに地方局あわせて7局22作品が、それぞれテレビ技術の粋をつくして視聴者をたのしませた。

なお外国映画については本年度は参加の形式はとらず、各外国映画輸入配 給会社から、9、10、11月の3ヶ月中に封切される外国映画のリストおよび 資料の提供をうけ、その中から芸術祭にふさわしい、すぐれた作品を芸術祭 執行委員会で選定して「外国映画芸術祭作品」とし、この中から最もすぐれ た作品をえらんで芸術祭賞をおくった。

第13回芸術祭において優秀な成果をあげたものに対しては、芸術祭報行委 員会の推せんもとずき、文部大臣から芸術祭賞および芸術祭獎励賞がおくら れ、12月26日東京宝塚劇場において授賞式と芸術祭受賞映画鑑賞会が一般の 観客を招待しておとなわれた。

1	析													
1	医													
33年	1 40	22	32	19	7	13	16	11	28	22	8	18		206
品物	開	1	က		2	8							-	10
32年	林	17	28	18	-9	13	5	12	53	17	10	14		169
经验	悪	Н	2		က	က						W		10
31年	参加工作	22	32	19	10	13	~∞~		36	6	-80	11		168
昭智、	出作	ເລ	m	-	73	n							1	151
00年日		24	23	T	-2	15			40	4	10	щ		145
昭和	無	4	н	-	က	3							П	13
昭和29年昭和30年 第 (9) 度 (10)	参加主催参加主催参加	16	27	15	6	9	ĺ		32		-ల	6		127
品和2	問題	4	-2		2	2							1	-
(2)	が一点	15	24	-61	10	13			-64_		14	-		134
7年昭和28年 (7) 昨 (8) 日		7	H	4	3						1		г	11
7年日	が発	=	12	===	9	4			30		ド部門が設けられた	4		78
召和2	上金参加	4	-		н		5t				談け		1	7
6年1	が	6	10	2	H		なな				阳阳	H		12
四和2	1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			-			参加	参加、		参加	が一			-
THE STATE OF	が一点					\vdash	35	200	-	300	11			2 00 00
昭和24年昭和25年昭和26年昭和27年	主催参加主催参加	-	- 9	· 60	- 23		(※昭和31年度から参加となった)	(※昭和32年度から参加)	!	(※昭和28年度から参加)	(※昭和28年度)	н	н	7.7
4年	直	2	34	9	2	7	品和3	日春113%	Н	四和28	和28	2		64
品和2	正確認		第1回	工律公第一第4	E CHA	1	*	*		*	※			
	一品	靐	米	開	徐	画	圃	阃	*	7	14	霜	4EC 732	
年度別(国)	公演				椒	赵	松	出	5.	M (\$)	ı	帐	揪	
鱼	\``/			- 1	E	*	M	盛	3)	7,71	n	紫	每	本
1/.	高	渱	細	攤	41	ш	*	品	IV	12	2	K	民	
1//		1 億	. С 2	8	4 In	ıc	些	圃	9	欧港	1 2	80	6	
1/	恕	8 00 0	4/15/15	. 580 9 				ternis	<u> </u>		135	(C)	2700	\perp

表1

芸 術 祭 賞

部	FF	受	賞	7	N N	授:	賞	理	由
演	劇	尾上	多加	之	丞			炭」の栄御 質技に対し	
音	樂	日本放送	協会 大阪中	央放送	绘局	養太夫「	まむら」	と対し	
		石	井		歓		イヌに。	製と摩楽に はせて」の	
映	画	(4) 日本	映画松竹	株式会	会社	劇映画「1 に対し	皮岸花」	(小津安二	郎作品)
		(中) 非廖	快画株式 日本選	会社 業映画	画社:	記錄映画	「富士」	で対し	
		株式会社	: 岩波與	画製作	'所	記録映画	「法隆寺」	に対し	
	8		映画ワー - ス映画			映画「老ノージェスト	しと梅」 作品) に対	(米・ジョ 対し	ソ・スタ
放	送	(テレビ 杉	ジョン) 式会社ラ	ジオ第	京	テレビドラ 対し	ラマ「私は	は貝になり	たい」に
ν =	- F	キングレ	コード杉	未式会	社	子供音楽物へいったは			が動物園
大衆	芸能	宮坂	ŧ	b	子	第11回東橋 「12月のよ		oけるヴォ D成果に対	
		四	III 7	2	つ	第 107 回三 の演奏に対		会の俗曲「	たぬき」

表 2

芸術祭獎励 賞

部	門	受	賞	老	授	賞	璭	曲
演	劇	劇団	文 亻	6座	新劇「炎の	入」に対	し	
11		郡	可 八	独	新国劇「海 対し	配血児」の	ジョニー(の演技に
音	楽	常磐	準 松 詣	員 会	常磐津「三	世相錦繡	文章」に対	付し
	-	行	[] 源 家 大 3	月\ 多郎/	ニッポン放 詞・作曲に	(送長唄「 対し	念仏浅間	訳」の作
	3	吉 住	小	三八	長唄「七聯	落」の復	活演奏に対	付し
	8	大 野	更 惠	造	「現代の略	冷泳をきく	会」の企画	画に対し
	9	株式会社	文 化	放 送	「日本の領 に対し	でと管弦楽	のためのt	8葵曲」
		間質	芳	生	「混磨合唱の作曲に対		コンポジミ	ソョン」
- 14		武	満	徹	NHK「管 ・ソノーハ			テユード
舞	踊	島田	H E	男	舞踊詩「す		咲く頃」の	D企画、

	(猿 差) 西 川 花	事 客 久 柳	方輛 寛	舞踊「おたかの泉」の振付ならびに演 技に対し
映 画	(非劇映画) 東映株式:	会社	漫画映画「白蛇伝」に対し
放 送	(ラジオ)	日本放送技	富会	叙事詩劇「日本の天」に対し
	乜	株式会社文化	放送	放送劇「沖縄」に対し
	日本放送的	8会松山放送	劇団	放送劇「青春宿」の集団演技に対し
v.	日本放送版スタッフ	岛会立体放送	按術	放送劇「滝を見る天使」の効果に対し
	北林	谷	柴	朝日放送 放送劇「帰郷」の作花小冬 の演技に対し
	上 島	-	戉	中部日本放送 放送劇「そこでは時は 音をたてない」の調整に対し
	小	7	亮	北海道放送 メールヘン「恐怖」の演 出に対し
	(テレビジ	ョン)	<i>a</i>]	
i	中部日本	放送株式	会社	テレビドラマ「海の笛」の成果に対し
	大阪テレ	ビ放送株式	会社	テレビドラマ『ビルの谷間』「芽』『写 楽の大首』におけるビデイオテープの 活用に対し
	劇団	С В	С	テレビドラマ「出所」の伊藤友乃ほか の集団演技に対し
	白 坂	依 志	夫	ラジオ東京 テレビドラマ「マソモス タワー」の脚本に対し
	市川	染 五	初点	NHK テレビドラマ「人間動物園」 の一郎の演技に対し
	岩 頸	音	吉	NHK(大阪) テレビドラマ「白い墓標」の装置に対し
	小 林	千 登	世	NHK テレビドラマ「父」の道代の 演技に対し
レコード	日本ビク	ター株式	会社	「古典小唄築」「勧進帳」「初恋」「山 びこさん物語」の企画に対し
	日本ウエ: 式会社	ストミンスタ	一株	ホームソング「ビン ちゃん の四季」の 企画に対し
	テイチ	ク株式を	会社	「四季の自然によせて」「母の罪」の 企画に対し
大衆芸能	若 手	落 語	会	第12回若手落語会の努力と成果に対し
	{淀 湯 大	が 発 花 子	る代稿	宝塚歌劇花組「3つのワルツ」の成果 に対し
	ペギ	- 楽	Щ	ミュージカル・プレイ「あなたのため に唄うジョニー」の企画と成果に対し
	沼 ま	‡ 春	信	鈴鳳劇「おこま」「美少年の剣法しの 背景画に対し
芸術祭作曲	福差	* 文	爸	合唱曲「動物園」に対し

昭和24年度第4回芸術祭から昭和33年度第13回芸術祭にいたるまでの各年 度の芸術祭主催公演および参加公演数は別表(3)のとおりとなっている。

2 芸術選奨

芸術の各分野において、年間すぐれた業続をあげ、それによってそれぞれの分野に新しい面をひらいた芸術団体および個人を選換し、こに文部大臣賞をおくることによって、ひろく芸術活動の奨励と振興に資そうとするものである。

ての專業は昭和22年度からおこなわれ、昭和24年度の第3回までは、その年度の芸術祭参加公演の中から最も優秀な成果をあげたものを選考して授賞した。昭和30年度からそれまでの芸能選獎という名称を芸術選獎とあらため部門なども整理した。昭和32年度の第8回芸術選獎については、(1)演劇(劇団、劇作家、演出家、演技者、舞台美術家等)(2)映画(演出家、脚本家、撮影者、演技者等)(3)章楽(演奏者、指揮者、作曲家等)(4)舞踊(舞踊団、舞踊家、舞台美術家等)(5)文学(作家、飜訳家等)(6)美術(作家)(7)古典芸術(雅楽、能楽、文楽等の演技者、演奏家等)(8)評論その他((4)芸術評論家、(4)芸術活動に著しい貢献のあったもの)の各部門ごとに、それぞれ文部省から選考委員を委囑し、その選考にもとずき、つきのとおり授賞者を決定した。昭和24年度以降の芸術選奨受賞者一覧は別表(3)のとおである。

昭和32年度第8回芸芸術選獎授當者一覧

部	PT	受	堂	者	授	鲎	理	由
映	画	山田	五十	鈴	ているが、	歴にふさわしい 昭和32年には しい演技領域と	「蜘蛛樂城」	で日本映画
音	楽	安有	苦 率	明	月定期)に	表された「交替 おいて明快な発 軽妙酒脱な条件 、わが国作曲が	形式感と鮮や2 背味をたたえり	かな色彩効 に四熟せる
文	学	井 _	Ŀ	靖	本留学僧と の現代人の た小説「天	に題材をとり、 、彼地から来で 想像を絶するで 平の夢」を完成 げた功績に対し	て奈良に入っ 苦難とか烈な情 成し、歴史小詞	て鑑真和上
美	術	山 2	盘 本	市	昨年ブリヂ	ストン美術館は	こおける個展し	ておいて、

	翦	困難な乾棒技術を克服し、静から動への自由にして に順な表現への発展を示し、新風創作への意欲 さかな作品を多数発表し、わが国彫刻界に貢献した功績に対して
	渡辺赣雄	多年、写真の空間的造型性を追求し、質感量感の 表現、精密描字に独自の技術をきわめ、日本の建 祭、庭園等を対象に多くの旁作を発展し、とくに 昨年3回にわたる外遊作品農においてすぐれただ 品を多数発表するとともに、アジア各地を旅して 写真を通じてアジア諸国との交流を深めた功績に 対して
古典芸術	野村万蔵	昭和30年以来「狂言の会」を開催すること30数回 修練のつんだ本格的な狂言の芸を公開し、とくに 昨年に「木六駄」ほかにおいてすぐれた演技を示 し、また、多年にわたり狂言の普及と向上につく した功績に対して
評論その他	渥美清太郎	該博な知識をもって、多年にわたり、著述を通し て邦楽、舞踊界の啓発指導にあたり、今日いよい よ評論その他の広はんな文筆活動によって期界に つくしている功績に対して

芸術選奨受賞者一覧(昭和24年度~昭和32年度)

部川 F度	頌	劇	文	学	音	楽	舞	踊	古典:	芸術	美	術	映	圃	評その	論他
3 和 4年度	松恋兵桐楽政市玉が大(「嘉田のの本当衛竹「岡川心の谷生平村貯漬を関の紋先)一部中蔵友玉次秋金技の原満十代、老」技名心の子」と	」 技郎 救職の での はお にはお にはお にはお にはお にはな にはな にはな にはな にな にな にな にな にな にな にな にな にな に	SF		豊鶴(満奏岡唄の内本石ム独 が文大)安「作田歌田ス唱 東内 喜旅曲る曲泉歌) の(曲)	六屋の (ば (唱)ー		(バレ の構	幸祥光の小鼓の	([江口]			新東宝树(映画「野		この部門は昭和30年度から新設された	
昭 和25年度	阪東三津	「道行 の忠信 (新劇	竹山道雄 マの竪琴) 石井桃子 ちゃん雲 る)	(1)	揮) 増沢健美			なし	該当者	子なし	· 吉岡竪二 三岸節子 一 三岸節子 横江 高田 一	(洋面)	映) ハエのい (岩波野	ない町	でら新設された	
6年度	東山千栄劇「桜の『ラネフス神西清(ヤ伯父さ台脚本の	頭」のク (カヤ) (アーニ舞 (私訳)		ない	(ファル フの初達 (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対)	スタッズ (と 業 (日本び 発表)	子舞踊研究 (現代舞蹈 業績)	免所 桶界の	芸術にて業績)	くした	橋画岡遊沢五楠目瀬川大橋町の近沢五楠目瀬川大部磯川大部磯川大部磯川大部磯川大部磯川大部磯川大部県大部県大部川大部川大部川大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	子) (洋画 (彫塑) (工芸	開文化導	(朝日新 事業団)		
7年度	千田是也 ロ、ウイ の陽気な	ンザー	浜田広介 すけ童話集	<u>ā</u>)	中山晋平 の大衆化) 牛山充(i	1	舞踊の作品	(日本曲)	多久尚 阳臚の復	(雅楽、 資技)	金島桂華 鯉) 小林和作		5			

	ちの演技) 戸板康二(劇場 の椅子、今日の 歌舞伎の著書、 評論)		論活動) コロンビア株式 ロンビア株式 かわいいかくれ んぽ、めだかの 学校)			海辺の丘と近 業) 満水多嘉示(日 展、裸婦) 浜田庄司(個展 衛と近業)		
昭 和28年度	劇団ぶどうの会 (新劇界の業績) 英太郎 (女形と しての近業)	サトウハチロー (しかられぼう ず)	東京交響楽団 (現代音楽の紹介) 弥根道雄(新内 の研究)	石井漢(人間釈 迦と舞踊界の業 績)	関広茂 (舞楽蘇 莫者の演技)	岩橋英遠(院展 庭石) 中村琢二(一水 安) を を り り る み り ス る り み り る り り る り り る り り る り り る り り る り	宮川一夫 (雨月 物語他の撮影)	
29年度	郡司正際 (かぶき界の業績) 中村勘三郎 (かぶき朝顔日記)	児童劇全集) 岩波少年文庫編 集局(岩波少年 文庫)	Ä		渡ニに安「奏本神士コ会舟所となり、後の本語を手材をののでは、」 (電子ののででは、) (電子ののででは、) (電子ののででは、) (電子ののででは、) (電子ののででは、) (で多年のでは、) (であり、)	刻 1 少年 リ 松本芳翠 (日展 道「雄飛」) 清家清 (日本住 宅の建築設計)	岩川追矢 塚越成治 横田楽之 色彩、映画、製作 技術の向上につ くした業績	
[30年度	福田恒存(ハムレットの駅、演出)	「美しい女」)	故早坂文雄(映 画音楽「楊貴妃」 ほかの作曲)	鳥田広(今峰ジ	野沢喜左衛門 (文楽瓜子姫と あまんじゃくの 作曲と文楽界の	鳥海青児(洋画 「家並み」 ほか 近業) 木村伊兵衛(写 真界の業績)	久松静児(映画 「「警察日記」ほか、4作品の演 出)	吉田育工 (の研文学) (の研文学) (の研文学) (の研文学) (の一本学) (の成) (の成)

1

昭 和秋庭太郎(「日本 31年度新劇史」)	石川 淳(小説 「紫苑物語」)	「風と共に去り	吾妻徳穂(歌舞 伎舞踊の海外紹 介)	R楽「瓜子姫とあ まんじゃく」他 の演技と文楽界	界の業績) 吉阪隆正 (ヴェ	画「白夫人のス恋」他の撮影	日井吉見(近代文学論争)映画「カラコルム派の
昭 和 32年度 該当者なし	井上 靖(小説 「天平の甍」)	安倍貢明 (交響 曲の作曲)	該当者なし	野村万蔵(狂言 「木六駄」ほか 能楽界の業績)	渡辺義雄(写真)	山田五十鈴(映 画「蜩�� 巣城」 ほかの演抜)	撮影技術団 高美清太郎 (邦楽、舞 晩の評論)

MEJ 6237

昭和34年3月30日 発行 昭和34年3月25日 印刷

発行文 部 省

印刷 東京高速印刷株式会社 東京都暴田区駅川町4の10